

ら、政策、対策に関しては素人でありますけれども、科学的な観点から今回審議されております法案に対してコメントさせていただきたいと思います。（資料映写）

ここに出ておりますのは、赤いのが、何回か御覧になつた方がいらっしゃるかと思いますけれども、赤から黄色が温度が上がるところで、コンピューターでシミュレーションいたしますと、このままほっておけば、何も対策を取らないといふと、ようやく地球の温度がどんどん高くなつっていくということを表しています。

紀後半の地球の平均気温の上昇、これが人間活動のせいであるということが、可能性が非常に高いと、九割以上自信があるということを書いてあります。これは、各大陸ごとに絵がありますけれども、例えばこれだけ見ていただきますと、世界の気温をコンピューターで再現します。過去に起こった様々な気温を変える原因をコンピューターに教えて計算しますとこのピンクの色のようになつて、大体この黒い線、実際観測された線と合ふんですけども、もしも人間が二酸化炭素などを出していなかつたらという条件で計算するといいのがないというところで分かっております。

次に、将来の予測ですけれども、もしも何を積極的な対策を取らなければ今後百年で地球の平均気温は、一・一度から六・四度という非常に幅がありますけれども、どんどん上がっていくと。この幅は一部は社会の発展の仕方によって異なると。対策をしなくとももしかしたらかなり二酸化炭素を出さない世界になるかもしれないし、あるいはどんどん二酸化炭素を出してしまって世界になるかもしないという、いわゆるシナリオとのによって異なるんですけども、あるシナリオを決めて科学的な予測によつて非常に大きな幅があるということもあります。

そうすると何が起るかということですけれども、これはよく言われておりますように、項目だ

けピックアップしてお話ししますと、まず農業生産性が一部の地域で低下すると、温暖化がどんど
ん進めばかなり多くの地域で低下するのではない
か、食料不足の問題ですね。それから、水資源、
水不足が訪れるところがあるんじゃないかな。
それから、逆に洪水の危険性が増える、海面が上昇して、そこに強い台風が来ますと高潮も心配しなく
ちゃいけません。それから、熱ストレスによる健
康被害、いわゆる、昨年も多かったですけれども、熱中症によつて亡くなる方が増えたり、ある
いはマラリアや Dengue熱といった熱帯の感染症の

危険にさらされる人□が増える。それから、最近ホツキヨクグマに象徴されますように、生物種が絶滅の危機に瀕する種が増えるということもあります。これ列挙するのは非常に多い意味では簡単なんですけれども、これらがどれほど本当に深刻な問題なのかというのを我々専門家でも十分に整理して、その全体像、深刻さを把握して皆さんにお伝えするというのはなかなか難しい問題だと思っています。ちょっと乱暴な使い方をすると、すぐにそんなことないぢやないかと足下をすぐわれるようなことが多々あります。

例えば、どうしてここに少し注意しなくちゃいけない観点を挙げさせていただいたんですけれども、

とも、これ我々の研究プロジェクト。今こういうことを整理しておりますが、最初に、まず予測、影響の予測そのものが科学的に難しくて幅があるということがありますし、それから気候変化以外の要因ですね。被害人口が増えると、十億人になると予想されるとも、それは人口が増えたことが予想されるのが主な原因かもしれない。あるいは、次に好影響と悪影響。一部の地域では農業生産性が減りますけれども、別の地域では少しの温暖化だったら増えるかもしれない、あるいは暑くても亡くなる方は増えるかもしれませんけど、寒くても亡くなる方は減るかもしれない、そういう

とも考える必要があると思います。
それから、日本への間接影響といいますか、日

本における温暖化の影響といいますと、どうして
も日本の気候がどうなつてどういう被害があるか
ということを考えますけれども、皆さん御存じか
と思いますけれども、温暖化が日本で深刻な被害
が起らなくても、世界のどこかで、まあ特に途
上国が心配されておりますが、深刻な被害があ
れば恐らくは難民の増加であるとか紛争の増加とい
う形で、日本にも国際社会の不安定化を通じて間
接的な悪影響があるんではないかと。などなど、
いろいろな観点から温暖化の悪影響というものは
考えていかなくてはいけない。

最後に、価値観に依存する部分。ホツキヨクケンマがいなくなつて悲しい人もいれば余り悲しくない人もいるかも知れないといったことも考えなくちゃいけないと。難しい問題だと思つています。けれども、少なくとも言えることは、こういつた悪影響が、温暖化が進めば進むほどどんどんその悪影響が増えていきますので、いつかはこれを止めなくてはいけないとということだけは科学的にはつきりと言えるんだと思つております。

じゃ、どこで止めるかという話をさせていただきたいくらい思いますけれども、その前にこの話をいたします。

二酸化炭素 我々が石油 石炭 天然ガスを燃
り出して燃やして排出しておりますけれども、そ
の上に更に二酸化二水素、温室効果ガス

の量が最新の IPCC の値によりますと 岩波新書 算という値で年間七十二億トンであります。そのうちの一部は自然が吸収してくれています。一部は海によつて年間二十二億トン、一部は陸域生態系といいまして、陸上の植物が吸収して、その土に蓄える、あるいは植物体に蓄えると。一部は森林火災や森林伐採によつて出ていきますけれども、それを差し引いても正味で九億トン。そなしますと、合わせてこれとこれで三十一億トン。大気に毎年たまる量は、人間が出した七十二億トンから三十一億トンを引きまして、毎年四十一億トンであると。人間が出した量の現在半分弱が空

然によつて吸収されて、半分強が大気にたまつてゐるということは非常によく分かつてきておりま

す。これ踏上まえまして、どれぐらい将来排出量を減らせば温暖化は止まるかということでありります。温暖化を止めるためには、まず、大気中の温室効果ガスが現在増え続けておりますけれども、これを止めなければいけません、増加を止める必要があります。いわゆる大気中の濃度の安定化ということですけれども、本当は全部の温室効果ガスのトータルですが、今は簡単のために二酸化炭素だけ説明しますけれども、今こう増え続けてるものをおどこかで止める必要があると。こうする

ためにはどうしたらいいかといいますと、これ以上詳しく述べませんといった状態では、人間が出した量と必然が吸つた量は釣り合っていなければいけない。逆に言うと、自然が吸つてくれる量と同じだけをやら出していいというのがここから先の状態です。それがどれくらいかといいますと、実はこのとおりになりますて、これ、世界の排出量が現在このぐらいの値だとしまして、しばらく増えて仕方ないかもしれません、それからぐつと減らしていく。これがどこであるのかは、はつきりとは科学的には決まりませんけれども、例えばある時期に半減にしてしまして、実は更にそこからどんどん減らしていく、いつかは人間は遅かれ早かれ世界中で酸化炭素をほとんど出さないような社会をつくらないと地球温暖化が止まらないということははかつております。このときに気温の上昇というものは大体止まりまして、ただし海面の上昇というものは更にじわじわと何世紀も続くということが予測されています。

次に、じゃどこで温暖化を止めればいいかと
ことがあります。これに関しては一部議論の済
乱が見られるような気がするんですけども、一
PCCではどこで止めなさいと、何度で止めな
い、どれだけその排出を削減しなさいというよ
なことは申しておりませんで、幾つかの選択肢

すね、これぐらい削減すれば温暖化はこれぐらいで收まりますというのを六つのここではカテーテリーに分けて示しています。IPCCの本文にも、そのどこで止めるかは価値判断を含むので、科学はそれに情報を提供するだけであるということが書いてあります。

これを言わば国際社会が選び取らなくちゃいけないということですけれども、パリの京都議定書で議論されたアドホック・ワーキング・グループで、その濃度に安定化させると何度ぐらいに気温上昇が止まるということです。これも科学的な予測によって幅があります。二〇五〇年半減といふ目標は、太体このⅠとⅡの間か、ちょっとⅡに入つたようなところにあります。二〇五〇年に半減しても、最終的にはこの科学的な予測に幅がある程度ありますので、運が悪ければ四度近くまで地球の気温は上がってしまうということをこの図は表しています。

これは、最後に、IPCCは、温暖化の話ばかりばかりしてしまって、温暖化が解決されればほかはどうなつてもいいのかと思っている方がたまにいらっしゃるので説明しますが、IPCCは、持続可能性と地球温暖化防止ということは両立させなくちやいけないということははつきり書いてあります。例えば、途上国が経済発展すれば地球温暖化対策もやりやすくなるし、あるいは地球温暖化が進むと途上国の経済発展が妨げられるということが書いてあります。

以上、ちょっとI-IPCのことについてまんべつ説明させていただきましたが、これを見て、私が今回の審議されている内容に関係して重要な点と思うのは、ここに書いてあるとおりです。まず、その排出量半減といった大きな目標、これを目指すことは科学的に妥当であります。ただし、半減をいつ達成すべきかは科学のみでは答えてられません。また、科学的な不確実性、予測が幅広いありますので、仮に二〇五〇年に半減を達成し、

でも、世界の平均気温が四度近く上昇する可能性まであります。したがって、科学だけでは答えられないといつても、そんなに高い濃度でもいいと言っているわけでは決してありません。そして、半減した後も削減を続ける必要がありまして、究極的には世界の排出量をゼロに近づけていく必要

があります。つまり、遅かれ早かれ人類は世界の排出量がほとんどゼロであるような新しい文明に到達しなくちゃいけない、現在はその転換点なんではないかと、そういうスケールでは非考えていただきたいと思います。

最後に二点、素人ながら、今回の法案に対しても以上の観点を踏まえまして簡単にコメントをいたしますと、まず、六%削減に対して、今回審議されております法案及び改正省エネ法案を併せたものが十分な施策かどうかは、私自身は専門外につき、ここでは判断することはできないという立場を取ります。ただし、リスク管理という観点から申しますと、二〇〇九年の排出量が、速報値が恐らく二〇一〇年に明らかになると思思いますけれど

も、その時点で効果があつたかどうかというのは明らかになると。そのときに効果が十分でなかつたと判明したときにどうするのかということを当然よく審議していただきたいというふうに、これは一国民としてもそのように思います。また、第一約束期間中に、二〇一二年までに行なうことは、六%を何とか達成することだけではなくて、その先の更に大幅な削減をするための準備、これが同時に進行しなくちゃいけないということは恐らく明らかであろうと思います。

それに関連しまして、その先のこと、中長期の目標に関して一言だけ申し上げさせていただきま
す。世界の排出量を大幅に削減する必要があるこ
とは、これはもうだれもが認めると思いますけれ
ども、昨今の議論を伺っていますと、なかなか本
当にそれができるのかどうか、論理的に何か難し
いところがあるような気がしています。先進国、
特に日本は技術効率の改善の余地が小さいために
大幅削減はできないというような意見があるよう

に思います。つまり、乾いたぞうきんはこれ以上絞れない。一方で、途上国は経済成長している途中なので、温暖化対策に振り向ける資金がないので大幅削減は不可能と。世界で大幅削減しなくちやいけないのに先進国も不可能で途上国も不可能ですと、これは答えがないということになつて

しまう、論理的にそうなると思ひます。
ですので、そうではなくて、先進国は技術のみではなく、社会のシステム、ライフスタイル、産業構造、社会インフラなども転換することによって大幅削減、このためには制度が必要だと思います。そして、途上国は対策、自分のお金でするのは嫌でも途上国で減らさなくてはいけないことは明らかなので、先進国の資金と技術を使って、これは先進国との国益にもうまく合致するような形で途上国で大幅に減らすということも先進国の削減義務の一つなのではないかというふうに個人的に考えております。

た。 次に、加藤参考人にお願いいたします。加藤参考人。(加藤正嗣君) 名古屋市の環境局長の加藤でございます。本日は意見陳述の機会を与えていただきまして、大変有り難く存じております。まず、私ども名古屋市の取組の現状について、スクリーンで御説明をさせていただきます。(資料映写)

週の金曜日、ドイツのボンにおきまして生物多様性条約の第九回締約国会議、開催されました。最終日の三十日、二〇一〇年には日本、名古屋で開催をするということが決定をいたしました。御尽力を賜りました方々に厚く御礼を申し上げます。

私自身、COP9を傍聴いたしまして、近年、地球温暖化の問題と生物多様性の問題、ますます密接に結び付いてまいりまして、大変大きな責任

をお願いを申し上げます。
次に、私ども名古屋市は、気候変動枠組条約、
COP3が京都で開催されました平成九年に、C
 O^2 を一〇%削減したいということを、目標を独

自に設定をいたしました。しかしながら、このころ私どもはCO₂の問題よりも実はごみの問題の方が大変でございまして、藤前干渴の埋立で断念に端を発まして、ともかくごみを埋めるところがない、そういうたつせつば詰まつた状況にございました。平成十一年、非常事態宣言を出しましたて、市民に大変御無理を申しまして埋立量を何とか半分以下に削減をするということができました。このときにはほとんど無理だと思っておりましたごみを減らすことができたので、これならCO₂も減らすことができるかもしれないなど、そういうふうに大変勇気付けられまして、いよいよ二十一世紀に入つてからCO₂削減にも本腰を入れるようになった次第でございます。

平成十七年、本格的に市民に取組を呼びかけました。「もういちど！」大作戦というのを始めたわけですが、空調の温度をもう一度緩めようといつ、もう一度という呼びかけとごみのときのパワーをもう一度、そういういた思いを掛けたものでございます。

このため、行動計画では、家庭、オフィス、店舗、自動車、こういったものを中心に重点に定めたながら、学び、実践し、可視化する、こういった大きな流れで施策を組み立てております。学ぶの中心としてなごや環境大学という取組をやつております。大学といつても、文部省認可の大学ではございません。社会人大学とお考えいただければいいかと思います。愛・地球博を開催しました平成十七年に開校いたしました。ここに書い

とござりますように「まちじゅうがキャンバス」
というキヤツチフレーズで、特段の施設を持たず
に、学校をお借りしたり、ごみの収集現場であつ
たり森の中であつたり、そういう町じゅうを
キャンバスにいたしております。そして、運営は
市民の皆様、大学、企業、行政、こういった協働
で運営をいたしております。そして、既に三年、
四年ごとに定着してまいりまして、昨年度は百三
十三の講座を開きました、一万七千人の方が受
講をしてくださいました。こうした講座の開催に
とどまらず、ステークホルダーによる本音の議論、
そして本音の納得、これを私ども何よりも重
視しているところでござります。

また、下にござりますように、幼稚園、保育
園、それから小学校、中学校、高等学校、養護学
校、こういったところをも含めた多世代にわたる
環境教育にも力を入れているところでございま
す。

先ほど触れました「もういちど！」大作戦、こ
れではエコライフ宣言というのを市民の皆様にお
願いをいたしました。

二十項目ほどのいろいろ取組のメニュー、国の方
でやつておられます一日一キロ減らしましょよう
というメニューによく似ておりますが、そういつ
たものをお示しして、僕はこれとこれをやるよ、
私はこれとこれに取り組みますという宣言を宣言
カードに記入していくだくというお願いをしまし
た。大体三年間で千二百回ほど地域の説明会を行
いながら市民にお訴えをしました結果、現在四十
二万人、市民の約二割の方々が宣言をしてくだ
さっております。

同時に、エコライフものさしというのも現在作
成をいたしました。

と申しますのは、自分がどれだけ頑張ったかと
いうのは分かるんですが、ほかの人と比べてどう
なんだろうかということが分かりませんと、効果
があつたのかどうかよく分らないということこと
で、エコライフものさしというものを作成をいた
しました。

これは左側にございますように、電気代幾ら、ガス代幾らという金額を、消費した金額を書いていただきますと、右側の方で大体最後にCO₂、あなたはどれだけ出しましたよということが分かるような簡単な仕組みをつくりました。そして同時に、平均がどうなんだろうということをつかむために九百世帯ほどの御家庭からデータの提供をいただきまして、平均、まあ家族の人数によって随分違いますので、人数ごとに整理をいたしまして結果が御覧のような感じでございます。

そして、これで分かりましたのは、花びらマークの薄い色は平均値ですが、濃いマークはトップ5%の御家庭の数値でございますが、何とトップ5%の御家庭は平均の半分しかCO₂を出していないということで、同じように生活しているつもりでも、ちょっとした違いで相当大きな差が出るということが分かった次第でございます。

エコマネー運動というのも愛・地球博のときから始めております。これは市民発の取組で、企業あるいは行政の方からポイントの原資を供出しまして、いろいろ市民に取り組んでいただいた行動に対してポイントを与えております。ポイントを集めると得をするというそういう側面もございまますが、それ以上に、取組の成果を見える化する、それが大変市民の背中を押すという効果を上げていると存じます。

それから、都心部に、右上に写真を載せてございますが、御覧のよくな表示装置を設けまして、ここで市内のCO₂濃度を一時間ごとに表示をしております。折れ線グラフは、昼間は光合成がありますのでCO₂が減ります。夜間は増えます。この毎年の平均を折れ線グラフで示しましたが、御覧のよう、九三年度からデータは取つておりますが、毎年毎年確実に増えております。ちょっととて一割近く増えているということが分かりまして、市民共々何とかしなきゃいけないというのを日々思いを新たにしているところでございます。

大きな企業・中規模の企業・小規模の企業、それ自分で働きかけを行っております。

大手の企業さんに対しましては、条例に基づきまして地球温暖化対策計画書というのを提出をしていただいております。三年分の目標設定をして取組をお願いをいたしておりますが、その結果、一番新しいデータでは、三年間で大手の企業さん、大体一割ぐらい温室効果ガスを減らしていくことができました。

中小企業については、「省エネ対策虎の巻」というものを作成をいたしております。取りあえず、店舗編をまず作りまして、順次、オフィス、病院、ホテル、これらも作っていく予定でございます。これで、お店ごとの業態別、スーパーさん、コンビニさん、いろいろデータを取りましてこれも分かりましたのは、一番少ないお店は平均の大体三分の一ぐらいしかCO₂を出してない。同じ御商売をしておられても、エネルギーの使い具合、随分幅があるので、少ないところをまねしていくだければ随分減らせるのではないかと、そういったノウハウを彼らの巻としてまとめた次第でございます。今後三年間で約二千件ほどの事業所を個別に訪問して、パンフレットを見るだけでなく、個別にいろいろアドバイスをしていく予定をいたしております。

それで、私どもは二〇一〇年にCO₂を一〇%削減しようという目標を立てておりますが、なかなか大変でございますが、こういった取組を進めることで何とか目標を達成してまいりたいと考えております。

さて、このたび国の方で、環境モデル都市とう募集を行われ、全国で八十二の自治体が応募をされました。大変全国の自治体はあおられまして、真剣に提案をさせていただきました。私どもも、化石燃料消費五分の一という目標を掲げさせていただきました。私どもは、温暖化防止と同時にエネルギー安全保障という点で、排出を減らしなさいということだけ言われますと何やらしからなったような気分になるのであります、従来のよ

それでは、法案の改正案について、三点にわたくつて意見を述べさせていただきます。

まず、二十条の三についてでございます。今後、大幅なCO₂削減を進めるためには、都市構造そのものを見直していく必要がございます。交通体系、水や緑、エネルギー資産の活用など、町づくり全体での取組が不可欠でございます。その意味で、都市計画と実行計画を連携させるという今回の改正案に対して賛同をするものでございます。同時に、自治体の役割が法的にも明確に整理をされた、この点について賛同をいたしております。

また、要望でございますが、化石燃料以外のエネルギー利用の促進、こうしたことを行なうために、例盛り込むように定めてございますが、私ども、補助金方式だけでは限界があるであろう、したがいまして市場メカニズムの中に環境保全やエネルギー安全保障の観点を組み込む、そのため、例えば太陽光発電等のコストが多い分については料金転嫁などによりまして国民全体で広く薄く負担していくような、そういった仕組みづくりを進めたいただけるよう要望をいたしておきたいと思います。

二つ目は二十四条の関連でございます。指定都市においても推進センターの設置を認めていただく。これは指定都市が従来も協働で要望していました。これが経緯もあり、賛同をいたします。それぞれの地域ではいろいろ工夫をいたした取組をしております。したがいまして、推進センターの役割として三つ、行動する市民、協働する市民の活動の拠点となるように、あるいは情報共有の中核になるように、それから広域的な取組を推進センターの間で連携して実施できるように、こういったこととへの御支援をお願いをしたいと存じます。

三番目は二十二条の二の関連でございますが、

事業所単位の報告からフランチャイズも含めた事業者単位の報告への変更、これにつきましては業務部門における排出削減効果が期待されますので、改正案に賛同するものでございます。と同時に、こうした報告・公表制度で国に集まる情報を広く市民、事業者が共有できますならば大変大きな力となります。環境情報は国民全体の共有財産であるとの立場に立ち、市民、事業者、自治体等がデータを利用しやすいような運用をお願いをいたしたいと存じます。

の温室効果ガスを半減させることを真剣に検討するという宣言がなされました。

そして、昨年十二月の気候変動枠組条約第十三回の締約国会議、パリ会合で採択されましたパリ・ロードマップにおきましては、低い水準での大気中の温室効果ガスの濃度の安定化のためにには、附属書Ⅰ国、先進国のグループとして排出量を〇二〇〇年までに一九九〇年比で二五から四〇%の範囲で削減する必要があることが引用の形で確認されています。

今年の五月に開催されました神戸のG8の環境大臣会合におきましても、二〇五〇年までに世界の大

業省の産業構造審議会の合同会合が三十九回にわたって開催されております。私も委員として出席いたしましたけれども、その最終報告におきましては、現行対策のみでは二千六百万トンから三千万トンCO₂の削減不足が見込まれる、しかし今後、各部門において、各主体が現行対策に加えて追加対策・施策に全力で取り組むことによって三千七百万トン以上の排出削減効果がある、それによつて京都議定書の6%の目標は達成し得るとされております。これに基づきまして、今年の二月に京都議定書目標達成計画が改定されておりまます。

伴つたものとなつて來ております。今般の改正法案の主要な点は、次の五点にござります。

第一に、温室効果ガスの算定・報告・公表制度の対象の拡大。それから第二に、主務大臣による排出抑制等の指針の策定と国民生活における温室効果ガスの排出抑制のための取組の促進。第三に、都道府県、一定の市による地域の計画の策定、これが地方公共団体の実行計画に含まれるとのことです。第四に、植林クリーン開発メカニズムの活用のための手続を整備するといふ点でござります。これよりや細かい点でござります。

かれましてもどうかお力添えを賜りたいと思います。
参議院環境委員会の先生方のより一層の御指導、御支援をお願い申し上げまして、発言を終わ
りたいと思います。

全体の排出量を少なくとも半減させる目標の合意をすることに強い意志を表明しまして、半減のためには先進国が大幅な削減を達成することによつて主導すべきであるとしております。

この六%の削減目標の達成のためには、全部門で排出削減の一層の取組が必要となることは言うまでもございませんけれども、特に一九九〇年度比で排出量の伸びが著しい業務部門と家庭部門につきまして、早急に、かつ本邦内に对策を講じ

ますので、以下は省略させていただきたいと思います。第五に、衆議院における修正点といたしまして、エネルギー供給や事業に伴うCO₂排出量の見える化、ライフスタイルの改善の促進等が挙げられます。

○委員長(松山政司君) ありがとうございました。
た。

来年の末にデンマークで開催されます予定の第
きましては、地球温暖化問題が主要な課題となり
ます。

京都議定書の六%削減目標の達成を確実にするためには、第一に最終報告に盛り込まれた追加的に行う”ことが必要でございます。

以下、若干各点について申し上げて、私なりのコメントをさせていただきたいと思います。

次に、大塚参考人にお願いいたします。大塚参考人。

十五回の気候変動枠組条約の締約国会議におきまして、二〇一三年以降の枠組みの取りまとめがござりますけれども、それに向けまして今後厳しい

京都議定書の六%削減目標の達成を確実にするためには、第一に最終報告に盛り込まれた追加的な削減効果を確実に担保すること、第二に既存対策の対策の下位の方のケースから対策の上位の方のケースへ底上げを確保するなど追加的な取り組みが必要でございます。

以下、若干各点について申し上げて、私なりのコメントをさせていただきたいと思います。
まず第一に、温室効果ガスの算定・報告・公表制度の見直しでございます。

本日はこのような光榮な機会を与えていただき
ましたことを、委員長始め委員会の皆様に感謝申
し上げたいと思います。

国際交渉が続けられることになります。
翻って、今年の四月から京都議定書につきましては第一約束期間が開始されました。しかし、二

削減効果の上積みを実施すること、第三に既存対策を不足なく確実に実施することが不可欠な状況にございます。ここに言う既存対策の中には、例

政策の一つの在り方として注目されているものでございます。二〇〇六年度から導入されましたけれども、各事業所は、自らの排出量を把握すると

温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、若干申し上げたいと思います。

〇〇六年度の我が国の温室効果ガスの排出量は、一九九〇年度に比べて六・二%増加しております。森林吸収源、京都メカニズムを活用するとい

えれば産業界による自主行動計画などが含まれております。既存対策を進めることも今非常に重要でございます。今般の温対法の改正案におきまして

ともに他の事業所の排出量との比較が可能となりました。今後、公表の回数が増えるにつれて、自主的な排出削減を進めるインセンティブになると

まず最初に、温暖化対策の将来目標及び温暖化対策に関する現在の世界及び我が国の状況と、今回のような措置が必要となつていて理由について申し上げたいと思います。

たしましても、京都議定書の6%削減目標の達成は難しい状況にござります。G8の洞爺湖サミットで各国の意見を取りまとめる議長国としての責任を果たすために、その後の手本や日本の義務に沿う

は、そのために必要な諸施策の導入が図られております。この改正法案では、追加的な対策だけではなく、既存対策も確実ならしめるという効果も含まして、いろいろ考こううします。

二〇〇七年の五月におきまして、我が国で美しい星50が提案されまして、世界全体の温室効果ガスの排出量を現状に比べて二〇五〇年までに半減するという長期目標が示されました。

二〇〇七年六月のG8のハイリゲンダム・サミットにおきましても、二〇五〇年までに地球上

このような状況におきまして、京都議定書の目標達成計画の見直しを議論するため、二〇〇六年の十一月から環境省の中央環境審議会と経済産業省が国として京都議定書の目標が確実に達成できるという見通しが必要となります。

温暖化対策推進法は一九九八年に制定されましたが、当初は枠組みのみのものという内容でございました。その後、二〇〇一年、二〇〇五年、二〇〇六年に改正されまして、徐々に内容を思っています。

の算定・報告・公表制度の実施部門のカバー率は約一四%でございまして、産業部門のカバー率約九〇%との間には大きな隔たりがございます。今般の改正法案はこの算定・報告・公表制度の対象を企業単位、フランチャイズ単位にしようとするとともでございます。従来の事業所単位の報告から企業単位、フランチャイズ単位の報告に変え

ることによって規模が大きくなりますので、いわゆるそ切りが広がりまして、特に業務部門を中心に対象範囲が拡大する点に今回のこの改正案の意義がございます。一四%から五〇%ほどに業務部門のカバー率が向上することが見込まれております。そして、これによつて排出量が見える化をするということによつて排出削減対策が一層進むということが期待されるわけであります。

この点につきましては、現行法では事業所単位で排出抑制等の対策が実施されてきたわけでござりますけれども、他方で、経営戦略の一環といった企業単位とかフランチャイズ単位で排出量を削減するという動きが出てきておりました。改正法案はこの動きを加速させようとするものでございます。また、今般、省エネ法の改正によりまして、エネルギー管理の規制対象者がやはり事業所単位から企業単位、フランチャイズ単位に変更されているということともこの改正は平仄を合させていることになります。

第二に、排出抑制等の指針の策定及び国民生活における取組推進の点に移りたいと思います。この点につきましては、まず事業者に対して温室効果ガスの排出の少ない設備を選択して排出が少ない方法で使用するように努力義務を課する、そしてこれに資するように主務大臣が指針を策定するということが内容とされております。ここでは、事業者に対していわゆる排出原単位、例えば床面積などの経済活動の量を代表するものの単位量当たりの排出量でございますけれども、この排

出原単位による水準あるいは取組内容が用途区分ごとに示されることになります。次に、家庭部門につきましては、ライフスタイルの転換を進める必要がございます。この改正法案におきまして、事業者に対してはその利用に伴う温室効果ガスの排出量の量がより少ない製品の製造などを行ふ、それから利用に伴う温室効果ガスの排出に関する情報の提供を行う、そういう努力義務を課すことといたしております。これに資するように主務大臣がまた指針を策定するとい

うことでございます。

このような指針等によりまして、業務部門等の事業活動に伴う温室効果ガスの排出削減が図られますし、家庭部門における温室効果ガスの排出削減が図られるということが企図されおりまして、意義があるものと考えます。

第三に、地方公共団体の実行計画の充実に移りたいと思います。

従来、都道府県、市町村におきましては、自ら率先して削減努力を行う計画としての実行計画を策定することが温対法において既に規定されておりまして、企業単位とかフランチャイズ単位で排出量を削減するという動きが出てきておりました。改訂案はこの動きを加速させようとするものでございます。また、今般、省エネ法の改正によりまして、エネルギー管理の規制対象者がやはり事業所単位から企業単位、フランチャイズ単位に変更されているということともこの改訂は平仄を合させていることになります。

第二に、排出抑制等の指針の策定及び国民生活における取組推進の点に移りたいと思います。

この地方公共団体の新しい意味での実行計画の中

で、都道府県、指定都市、中核市、特例市は、

自然エネルギーの導入の促進とか、地域の事業

者、住民による省エネその他の排出抑制の推進な

ど、その地域の自然的、社会的条件に応じた温

室効果ガスの排出の抑制などの施策も定めるとい

うこととされます。それから、先ほど加藤参考人がおっしゃつたように、都市計画などの策定及び実

施に当たつては、地方公共団体実行計画との連携

を図りつつ温室効果ガスの排出抑制に配慮すると

いうこととされております。

なお、改訂案は、現行の都道府県に加えて指

定都市、中核市及び特例市においても地球温暖化

防止活動推進センターの設置、それから推進員と

いうのを委嘱するということを可能とするとい

うことといたします。

これらにつきましては、中長期的な観点で温

室効果ガスの排出の抑制に効果があるというふうに

考えられまして、今後、温暖化対策を念頭に置い

た地域づくりが各地で進められることが期待され

るわけであります。

第四点は、先ほど申しましたように省略いたし

ます。

第五点は、衆議院の修正において入れていただきたところでございまして、エネルギーの供給や事業に伴うCO₂排出量の見える化、ライフスタ

イルの改善の促進といった取組が今後期待されるところでございます。

最後に、結びに代えて簡単に申し上げておきた

いと思います。

京都議定書目標達成計画の最終報告によれば、各主体が現行対策に加えて、この報告に盛り込まれた追加対策とか施策に全力で取り組むことによって六%削減の達成が見込まれます。この改訂案もこの点についてこの最終報告に依拠しております。もつとも、国内排出権取引とか炭素税ないし道路特定財源の環境税化とか、再生可能エネルギーの固定価格買取り制度とかサマータイム制とか、より抜本的な手法を導入すべきかについては現在、各所で議論がなされているところでございます。

二〇〇六年度の温室効果ガスの排出量が一九九〇年度レベルの六・一%増に上つていていることからいたしますと、この改訂案とは別に早期の検討が必要であると思われます。具体的には、目標達成計画の進捗管理において毎年、進捗状況等を点検することになつておりますので、この際に法改正を含めて更に検討が必要となると思われます。

以上で私のお話を終わらせていただきたいと思

います。ありがとうございました。

○委員長(松山政司君) ありがとうございます。

た。

次に、早川参考人にお願いいたします。

○参考人(早川光俊君) 早川でございます。どう

うのを委嘱するということを可能とするとい

うことといたしております。

これらにつきましては、中長期的な観点で温

室効果ガスの排出の抑制に効果があるとい

うふうに

考えられまして、今後、温暖化対策を念頭に置い

た地域づくりが各地で進められることが期待され

るわけであります。

第四点は、先ほど申しましたように省略いたし

ました。私は、法改正に当たつて、やはり

その前提として私たちが何を考えるべきかとい

ことを市民の視点から少しお話をさせていただ

き、法改正についての意見を言わせていただけれ

ばと思います。

I P C C 第四次報告書の内容は、先ほど江守さ

んからも紹介ありましたので、多くしゃべるつも

りはありません私、科学者でもありませんか

ら。ただ、私が今回のI P C C の報告書を読ませ

て、ただいで思ったのは、今回のI P C C の報告

書は、科学者の報告書としては非常に珍しく、温

暖化は疑う余地がないといいう一〇〇%の確信度で

物を言つていてあります。その原因につい

ても九〇%以上の確信度で私たち人間の活動によ

るものだという、ほぼこれも断定したということ

ですね。それで、もう一つこの報告書で特徴的な

のは、温暖化が加速していることを明らかにした

ことだと思います。

これは百五十年の気温の推移、先生方御覧になつたことあると思いますけれども、赤いバーが

百五十年のトレンド、紫のバーが百年のトレ

ンド、ダイダイ色のバーが五十年、黄色いバーが二

十五年、だんだん傾きが激しくなつていて、要す

るに温暖化が加速しているということを明確に表

してゐると思います。過去百五十年間で最も暖か

い年が一九九八年、二番目は二〇〇五年。最近十

二年のうちの十一年が、百五十年のうちのトッ

プ、上から十二番目のうちの十一番目まで入つて

くる、一九九〇年を除けばすべてそうなつてお

ります。

これは過去一万年のCO₂濃度の推移で、I P

C C の報告書の中に出されている図でありますけ

れども、一番左が一万年前、そして一番右の真つ

すぐ上へ上がつているところが現在であります

。要するに、一万年単位で見れば、大気中のCO

₂濃度は異常な状況にある、増加傾向にあると

いうことが一目瞭然なわけであります。海面水位

も上がつていてます。真ん中の赤いところが観測値

で、右側の青いところが将来予測であります。

どのくらいの気温上昇までが私たち人間を含む

地球上の生態系に耐えられるのか、二度だというふうに言われています。この一年間の、私、温暖化対策、温暖化交渉、それからいろいろな動向を見ていて、この二度というのがほぼ定着してきたと思います。EU自身は、一九九六年、COP3の一年前に、二度という産業革命以前からの気温上昇幅を政策目標に据えていたんなことをやつてきているわけでありますけれども、ほぼこの一年、二年で二度というのが一つの目安になつてきたと、いうふうに思います。

これはイギリスのグレーブイーグルズの科学者の会議で発表されたものだと認識していますけれども、一番上の青い部分、水不足のリスクはこの右の目盛りで三十五億、百万人のリスクという図ですけれども、二度を超えると三十五億人というレベルに達するわけであります。恐らく、このころ世界人口は八十億ぐらいになつてていると思いますけれども、半分近い四割を超える人たちが水不足のリスクにさらされる。

今、九百七十万人の五歳に至る子供たちが毎年命を失っています。その最大の原因は水不足、きれいな水がないことによる高張性脱水性の下痢病と言われています。その状況にこういった温暖化のリスクが加わることの意味を私たちを考えなきやいかなのだろうと思ひます。

これから予測、一・一度から六・四度。六・四度という気温上昇もびっくりしますけれども、私が非常にショックだったのはこの一・一度という数字です。I P C C の第四次報告書は対策を取つても一・一度は上がつてしまふと言つてゐるわけであります。

産業革命以前から一度の気温上昇が人類の生存に危機を、リスクを負わせるという話をさせていただきましたけれども、既に〇・七四度上昇しています。一度から〇・七四度を引いてそこから一・一度を引く、残った幅が極めて狭いということを私たちは認識する必要があるんだろうと思います。

げるのかということは正しくなくて、安定化で起きるのかということですけれども、先ほど江守さんの

書にも紹介あつたように、IPCCの第四次報告書は、二酸化炭素濃度では、気温上昇二度から

二・四度、二度未満がないのが寂しいんですけども、二度から二・四度こ仰えることは、こ

O₂濃度が三五〇から四〇〇。現在既に三八〇を超過してゐる。

超えて います 温室効果ガス濃度では四四〇から四九〇。現在四三〇 ppm です。二〇一五年まで

にCO₂排出量をピークにして削減に向かい、二〇五〇年までに二〇〇〇年比で五〇から八五%削

これがその先ほども江守さんも紹介したシナリ
減と言っています。

オ一ですけれども、二〇一五年までに世界の二酸化炭素排出量、ピークを迎える。日本だけではな

くて世界全体ですから、これはなかなか大変なことになります。二の五の三こら、これは二の二倍出量は

とすれば二〇五〇年においては〇〇・一排出量は五〇%から八五%削減せにやいかぬ。これがIP

CCの今回の結論です。

財務省が作った、環境省じゃなくて財務省が作ったことに驚くわけでありますけれども、スター

ン・レビューはこういう図を掲げています。五五〇ppm、五五〇ppmなど、これは温室効

果ガス濃度ですけれども、三度以上になつていま
す。それでももう二〇一五年まで。^二一九年を迎える

ないと非常にリスクが大きくなる。二〇四〇年までにビックを逃さないで、それで二〇一五年までにビックを逃さないで、

で排出が増え続けるようだとオーバーシュートですから行き過ぎ、もう間に合わないという結論に

なっています。

なので繰り返しません。

で決まったことについてももう御承知のとおりです。私は、一番大きかったのは二の九今までこ

和意するということが決まったことだと思いま

す。国際交渉を私もCOP2からすこと参加してきていますけれども、やはり終わりが決まること

とが国際交渉を進める最大の要因になると思つて

第十一部 環境委員会会議録第九号 平成二十年六月三日 【参議院】

[參議院]

八%の利用率を実際に経験したことが私たちはないわけですね。しかも、最近は七〇%前後。去年は、地震の影響もあって、これ六〇%前後に落ち込んでいると思います。

これは、過去造られた原子力発電所の生涯稼働率、利用率を見たものでありますけれども、美浜一号は五〇%を割っています。それだけ故障と事故が多いわけです。最初に造った二十基余りの原子力発電所について言えば、七〇%はとてもいいといえない、六〇%前後の稼働率です。

こういった状況で、新規の原子力発電所の新増設がめどが立たない状況で、本当に八七、八八という数字が読み込めるのかどうか真剣に考える必要があると思います。原子力発電所賛成か反対ではなくて、本当に現実的かどうかを考える必要があると思います。

これは、太陽光発電の導入率の推移です。赤が日本で、青がドイツです。買取り補償制度、太陽光発電で発電した電力全量を六十円以上で買い取る制度をつくったドイツは、あつという間に日本を追い越しました。日本は、市民が損覚悟で三十万戸の家庭の家の屋根に太陽光を付けて世界一を誇っていたわけありますけれども、もう完全に水を空けられてしまっております。

風力発電、ドイツが二千二百万キロワット超えました。原発二十二基分ですよね。日本は百五十万キロちょっとぐらいです。いろいろ言われますけれども、中国は去年一年間で三百五十万キロワットの風力発電所を造りました。日本のストックの倍以上です。インドは世界十四位です。中国は五位です。日本は今世界十三位です。

私は、やはりG8を控えて日本での削減のめどをきつと立てること、これが第一の課題。そのためには、キャップ・アンド・トレードの排出量取引、環境税、自然エネルギーの買取り補償制度、そして何よりも直接排出で九割を占める産業界の対策の強化というものは直ちに行わないと日本は六%削減が非常に苦しい状況になることは目に見えているというふうに思います。そして、そ

のための温対法の改正をすべきだと思います。それに見合った温対法の改正をすべきだと思います。

今回の温室効果ガスの報告義務の対象者の拡大、それ自身は賛成です。しかし、権利利益の保護に係る請求によってかなりの部分の、特に鉄鋼ですけれども、排出量が公開されていません。本当に公開すべきかどうかをきちっと第三者機関等で審理するなどの改正が必要だと思います。

温暖化センターは今、四十五になりました。

別市などの自治体に拡大すること自体についてはいいことだと思います。しかし実際、温暖化センター、私自身も全国センターの運営委員としてかかわっていますけれども、多くのセンターが資金がないために四苦八苦しています。都道府県から人件費が出ていたところはいいんですけど、全くNGOに任されて人件費が出ていないところはほとんど活動ができないようなところも出てきています。返上するところも出でています。きちんととした資金の担保を国との制度である以上は付けていただかないと、数を増やしても機能しないことになります。

最後ですけれども、私は、この問題に二十何年かかりつてきて、私たち日本人はこの温暖化問題では加害者だということをやはり認識すべきだと思います。二度までは主として途上国に影響が出る、二度を超えると先進国も含めて影響が出ると言われますけれども、その途上国と言われる国に八割の人たちが住んでいます。そのことを私たちはきつと考へなきゃいけない。大臣会合の際に、NGOの国際シンポを開いたときに、小島嶼

が今なくなるとしている。

今進んでいる温暖化、これだけ示して終わりますけれども、六・四度の気温上昇が限りなく可能すぎます。このIPCCの一番、六・四度と〇一%の温室効果ガスしか出していない、しかし国が今なくなるとしている。

この倍以上です。印度は世界十四位です。中国は五位です。日本は今世界十三位です。

私は、やはりG8を控えて日本での削減のめどをきつと立てること、これが第一の課題。そのためには、キャップ・アンド・トレードの排出量取引、環境税、自然エネルギーの買取り補償制度、そして何よりも直接排出で九割を占める産業界の対策の強化というものは直ちに行わないと日本は六%削減が非常に苦しい状況になることは目に見えているというふうに思います。そして、そ

これで、排出予測。現在の排出量、この黒いところ、白いところ、まあ研究機関によつて違うわけですけれども、最も高い気温上昇を起こす、最も排出量の多いラインに沿つて今の排出が続いています。そして、より多くなる可能性があるというのがこの二〇〇五年、二〇〇六年の赤い点であります。それがこの二〇〇五年、二〇〇六年の赤い点であります。ありがとうございます。

是非、審議を深めていただき、温暖化対策を進めたい。ただくようお願いして、私の発言を終わらせてくださいと願っています。ありがとうございました。

○委員長(松山政司君) ありがとうございます。

以上で参考人の皆様からの意見の聴取は終わりました。

これより参考人にに対する質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○福山哲郎君 おはようございます。福山でございました。

以上で参考人の皆様からの意見の聴取は終わりました。

これより参考人にに対する質疑に入ります。

○福山哲郎君 おはようございます。福山でございました。

以上で参考人の皆様からの意見の聴取は終わりました。

よろしくお願いします。

それから二点目でございますが、科学はもう結論を出したと、あとは制度、政策をどうするかと、いうような趣旨の御発言をいただきましたが、いまだ世間には、環境問題はうそが多いとか、それから二酸化炭素は原因は本当かみたいな話があります。よろしくお願いします。

うち何か訳知り顔の方がいらっしゃるんですけども、そういう方々に対して、もし科学者の立場として何か御意見があればいただければと思います。よろしくお願いします。

○参考人(江守正多君) 御質問ありがとうございます。

まず、第一点目につきましてですけれども、本日、私は国立環境研究所の江守ということで参加して、出席させていただいておりますので若干戸惑うところがあるんですが、私も個人的な立場で全く自發的に集まつた仲間と地球温暖化の政策をどうしたらいいかということを議論して、そして報告書をまとめたものがインターネットなどで公開しております。

これは、全くその立場で、ちょっとその国立環境研究所の人間という立場から外れて申し上げますけれども、若手と申し上げておりますが、私が今三十八歳なんですが、私は最年長のグループでありまして、ほとんどが三十歳前後であるけれども、温暖化の様々な側面に関して専門的な知識を持つていて、相談しました。

その中心メンバーは、実は前回の参議院選挙のとき、「京都の約束」という署名運動を行いました。是非、温暖化政策を選択の争点にしてほしいと、具体的な政策を掲げてほしい、是非その制度をつくつてほしい、温暖化対策をした人が得をするインセンティブになるような制度をつくつてほしいというお願いをする署名活動を行いました。その後に、実際に自分たちでもどうやつたらうまくいくのか考えてみたいということで話し合つたものです。

具体的なことは今日はちょっと申し上げませんけれども、その中で一つメインメッセージとして書かせていただいているのは、最近いろんなところで申し上げているんですけれども、心技体という、心、技、体ですね。特に昨今の議論を伺つていて申し上げたいのは、日本は技術はトップがあるので、もう技術では削減の余地はほとんどない。先ほども申し上げましたけれども、それは確かに正しいんだと思います。しかし、その温暖化の削減というのは技術だけでは成るものではなくて、心、すなわちライフスタイルや価値観ですね、それから体と申し上げておりますのは、社会のシステム、制度やインフラだと思いますけれども、そういうところを抜本的に変えていくといふ次の新しい文明を目指した大きなチャレンジなんだろうというふうに、我々の世代が、の一部でありますけれども、とらえているということ是非参考に申し上げたいと思います。

二点目でありますけれども、温暖化の科学に関する意見など本が売れる傾向にありますのに、極端な意見ほど本が売れる傾向にありますので、私もよく質問されて対応しておりますけれども、これは私は様々なレベルのものがあると考えています。

温暖化の科学はまだこういうところは分かつてないじやないかと言つたときに、既にもう済ん話を繰り返し繰り返し、何といいますか、言つてはいる。そういうものはもう世間でもだんだん相手にしないようになつていつていると思いますし、我々も余り相手にしていません。そういうのはほつておけばいいんだと思つていますけれども、一部には、まだ確かにそういうところは分かつてないないと、科学的に確かに調べる価値があることを指摘する向きもあります。そういうものは大事だと思って、科学的には非そういうことはこれから調べていきたいという立場で対応したいと思っております。

特に、後者の意見が出てくる背景には、地球温暖化が余りにも単純化して、余り科学的な細かい

書かせていただいているんすけれども、心技体という、心、技、体ですね。特に昨今の議論を伺つていて申し上げたいのは、日本は技術はトップであるので、もう技術では削減の余地はほとんどない。先ほども申し上げましたけれども、それは確かに正しいんだと思います。しかし、その温

暖化の削減というのは技術だけでは成るものではなくて、心、すなわちライフスタイルや価値観ですね、それから体と申し上げましては、社会のシステム、制度やインフラだと思いますけれども、そういうところを抜本的に変えていくといふ次の新しい文明を目指した大きなチャレンジなんだろうというふうに、我々の世代が、の一部でありますけれども、とらえているということ是非参考に申し上げたいと思います。

二点目でありますけれども、温暖化の科学に関する意見など本が売れる傾向にありますのに、極端な意見ほど本が売れる傾向にありますので、私もよく質問されて対応しておりますけれども、これは私は様々なレベルのものがあると考えています。

温暖化の科学はまだこういうところは分かつてないじやないかと言つたときに、既にもう済ん話を繰り返し繰り返し、何といいますか、言つてはいる。そういうものはもう世間でもだんだん相手にしないようになつていつていると思いますし、我々も余り相手にしていません。そういうのはほつておけばいいんだと思つていますけれども、一部には、まだ確かにそういうところは分かつてないないと、科学的に確かに調べる価値があることを指摘する向きもあります。そういうものは大事だと思って、科学的には非そういうことはこれから調べていきたいという立場で対応したいと思っております。

特に、後者の意見が出てくる背景には、地球温

暖化が余りにも単純化して、余り科学的な細かいことを皆さん理解せずに、何しろよく分からないことに原因があるんじやないかと考えております。そういうたところも配慮していかなければいけないと考えております。

○福山哲郎君 ありがとうございます。座らせていただいたまま質問させていただきます。

加藤参考人にお伺いをいたします。

名古屋市の取組に関しては心から敬意を表します

いと思いますし、市民を巻き込んでいる活動に対しても本当にすばらしいと思つておりますが、名

古屋市自身としてのグリーン購入やグリーン契約等についてどの程度進んでおられるのか。それからもう一点は、市民を巻き込むときに、市民の反応は最初はなかなか積極的ではないというよう

に推察するんですが、この時代というか、こういう時代背景の中でどういう反応が市民からあるのか、お聞かせいただければと思います。

○参考人(加藤正嗣君) グリーン購入やグリーン契約ですね。済みません、今日、データはちょっと持つてきておりませんが、一応率先行動をやりましょうという計画を定めまして、グリーン調達の関係にはほぼやるべきことはやつてあるつもりでございます。それから、グリーン契約の関係では、特に電力購入のも新しく法律でき上がりました。で、この夏から次の期の電力調達の入札を掛けるわけですから、その段階から新しい環境に配慮した電力調達の契約を始める予定で進めております。

それから、市民の反応ですけれども、そうですね、正直言つて様々でございます。ごみのときは

さんざんもめて、いろんな、まあ二年間ぐらいの間、市民がやっぱり鳥はかわいそだから埋め立てのやめた方がいいんじゃないとか、あるいはやつぱりごみはどこかへ捨てなきやいけないんだからしようがないよ。で、同じ、その両方の思

いの中、絶えず日々新聞を見るたび、人の意見を聞くたびに心が揺れていたと思うんですね。そ

ういう時期が二年間ぐらいあつた中で、いよいよ

市もとうとうまあ最後の腹をくくって干渴を守るためにごみを減らしてくださいとお願いしたんで、役所に不満はいっぱいあると、だけれども今回はやらなきやしそうがないというふうに市民自身も腹がくくれた。

ただ、CO₂の場合は率直に言つてそこまで参つております。ですが、先ほども申しました二十項目ぐらいのいろんなチャレンジメニューをお示しする中で、一番へえつていう度合いが高いのが、暖房便座にふたをしましようというやつが

ござります。

私どもは、これをやるとCO₂どれだけ減らせますよ、幾らお金が、電気代もうかるよつていうのを両方お示ししているんですけど、暖房便座ふたをするというのは、確かにふたをしないでおくと、いつまでたつても、どんどん冷えていつてしまいまますから、どんどん電気食うわけですよね。ふたをしておけば、まあ一定程度暖まればそれ以上電気を食わない。これで年間三千六百円ぐらい得をするよというような話だったかと思いますが、そ

ういつたところから少しづつ話をしていけば、ああ何だ、そんな簡単なことでも結構減らせるんだ

というところまで参つております。

ただ、先ほど環境セデル都市の御提案をしたとき、御説明したときに、全体で化石燃料の消費五分の一にしたいという目標を掲げたと申し上げましたが、やはりこの中で一番個人生活では車が多いんですね。車によるCO₂排出量が個人生活で四割ぐらいございます。車で一キロ乗るのに消費するCO₂と、エアコン一時間使う、それからテレビを五時間ぐらい見る、それから電灯で

すと十時間つけるというのと同じくらいのCO₂ですでに、電気を十時間節約するよりは車一キロ節約する方がうんと簡単なんですが、この名古屋の町、車の町名古屋でなかなかこれができます。でも、いよいよ、早晚ガソリンがリッターワン百円ぐらいになつてしまふような時代がきつと来ると思うんですね。そうなつたときに今の暮らしはできませんよ、それまで暮らしを変えておか

市もとうとうまあ最後の腹をくくって干渴を守るためにごみを減らしてくださいとお願いしたんで、役所に不満はいっぱいあると、だけれども今回はやらなきやしそうがないというふうに市民自身も腹がくくれた。

ただ、CO₂の場合は率直に言つてそこまで参つております。ですが、先ほども申しました二十項目ぐらいのいろんなチャレンジメニューをお示しする中で、一番へえつていう度合いが高いのが、暖房便座にふたをしましようというやつが

ござります。

私どもは、これをやるとCO₂どれだけ減らせますよ、幾らお金が、電気代もうかるよつていうのを両方お示ししているんですけど、暖房便座ふたをするというのは、確かにふたをしないでおくと、いつまでたつても、どんどん冷えていつてしまいまますから、どんどん電気食うわけですね。ふたをしておけば、まあ一定程度暖まればそれ以上電気を食わない。これで年間三千六百円ぐらい得をするよというような話だったかと思いますが、そ

ういつたところから少しづつ話をしていけば、ああ何だ、そんな簡単なことでも結構減らせるんだ

というところまで参つております。

ただ、先ほど環境セデル都市の御提案をしたとき、御説明したときに、全体で化石燃料の消費五分の一にしたいという目標を掲げたと申し上げましたが、やはりこの中で一番個人生活では車が多いんですね。車によるCO₂排出量が個人生活で四割ぐらいございます。車で一キロ乗るのに消費するCO₂と、エアコン一時間使う、それからテレビを五時間ぐらい見る、それから電灯で

すと十時間つけるというのと同じくらいのCO₂ですでに、電気を十時間節約するよりは車一キロ節約する方がうんと簡単なんですが、この名古屋の町、車の町名古屋でなかなかこれができます。でも、いよいよ、早晚ガソリンがリッターワン百円ぐらいになつてしまふような時代がきつと来ると思うんですね。そうなつたときに今の暮らしはできませんよ、それまで暮らしを変えておか

ないと大変ですよねというようなお話しを今進めているところでございます。

なかなか簡単ではございませんが、根気と志といいますか、それでやつております。

○福山哲郎君 ありがとうございます。

大塚参考人にお伺いをさせていただきます。

先生の御主張は、国内排出量取引制度も含めて積極的にというよう私は承つておるんですけど、国内排出量取引制度については両論あります。ただし、将来のことを考えると、私は日本の国益になると思いますし、企業にとつてもインセンティブが働くと思っています。確かに、公平性の担保や削減量をしっかりと確保する等の制度設計での留意点はたくさんあるとしても、私は導入をちゅうちよするときではもうないと思つておりますが、そのことについて先生の入れるべきだといふ、何というか、御主張を是非ここでお披露をいたただければと思います。

○参考人(大塚直君) どうもありがとうございます。

今おっしゃつていただきましたように、私も基本的に今はおっしゃつていただいたのと同じ意見でございまして、国内排出量取引についてはいろいろな問題点とか配慮すべき事項は多いわけですから、いろいろなことを考へると今制度を検討すべき時期であると思つております。

ただ、先ほど申しましたように、今回の温対法の改正法案の元になつて中央環境審議会と産業構造審議会の合同の会合におきまして、追加対策とそれから既存の対策で何とかみんなで頑張ればやつていけるという数字が出ていますので、これについてまた進捗管理をするということに、目標達成計画についてなつておりますので、是非その進捗管理のときにやっぱり無理だということが分かつたときには、国内排出量取引を含めた対策を取ることに関して導入を御検討いただきたいと思います。

現在はその準備階段だというふうに考えておりまして、先日、環境省の方でも国内排出量取引の

でさせていたいものに出てくるのですけれども、原単位を中心に考えるかどうかという考え方です。これは、それほど私はここでとても評価しているというようなことは申し上げられませんけれども、一つの考え方としてはあるということをございまして、以上三点について、特に排出量取引を我が国から主張していく場合には問題になります。

そういう意味で、排出量取引というのは、ほかの国でいろいろやっているねという話だけでは多

分なくて、EUもこれは世界戦略としてやっています。

わけですから、日本もそれについてどう対処するかということはできるだけ早く態度決定をしていただくことが日本の国益にも資するんじゃないかというふうに考えております。

以上でございます。

○参考人(早川光俊君) ありがとうございます。

私も剣道をやっていましたので、ルールの重要性はよく分かります。剣道なんてルールがないと単なるけんかになりますから、どつき合いになりますので。

○参考人(早川光俊君) そのとおりです。

○参考人(早川光俊君) 溫暖化問題についてのルールについては二つあると思っていまして、一つは、今もう既にあるルール、これをきちんと守ることが一つは大事です。これが守られていないという問題があります。

例えば、気候変動枠組条約が一九九二年につくられて、一九九四年から動き出したわけですけれども、二〇〇〇年までに一九九〇年レベルに安定化するという一応のルールをつくったわけです。日本は全く守りませんでした。もちろん、日本だけじゃありません。だから、そのルールをま

らずやつてないじゃないかということが問題になりました。

私はリオの地球サミットに行きましたけれども、このとき先進国は、GNP比〇・7%をODAに回すという話をしたわけですよ。現在はどうかというと、下がってしまっているわけですね。少なくなってしまっています。

そういうふうに書いてあるにもかかわ

らずやつてないじゃないかということが問題になりました。

それともう一つは、新たにつくらなきやいかぬルール、今最大の国際交渉の課題は二〇一三年以降の削減目標と制度枠組みをつくることでありますけれども、このルールをどうつくるのかとい

う、これも非常に大事な論点でして、これは、私

は、まずどのレベルまでならば人間を含む生態系

が危険なレベルに至らないのかをまず決める二

度なら二度を決めて、そのための大気中濃度がど

のくらいなのか、排出はどのくらいなのかとい

う、よく言われるバックキャステイングできちつ

とルールを決めていく、そういう姿勢を持つべきだと思います。

残念ながら、京都議定書の八、七、六という、

EU八、アメリカ七、日本六という数字は、單なる貿易障壁を考えて決まったきれいな数字にすぎ

ないわけですね。そうではなくて、科学が、い

や、あるわけですから、科学的根拠、それから公

平性、そしてやはりどこまでにすべきかというこ

とを軸に据えたルールづくりをやつしていくべき

ぢやないかというふうに思っています。

○参考人(早川光俊君) ありがとうございます。

次に、太陽光発電、自然エネルギーについてお伺いしたいと思いますので、加藤参考人と大塚参考人、早川参考人にお尋ねしたいと思います。

私も、太陽光や自然エネルギーはこれから低碳素社会を迎えるにおいては大変重要なエネルギーであります。そういうふうに書いてあるにもかかわらず守ること。

昨年のバリで非常に大きな問題になつたのが、一つは技術移転という問題です。これも、途上国

は、気候変動枠組条約に附属書II国、日本などの

お金持ちの国は途上国に対して技術移転、資金移転をすべきだというふうに書いてあるにもかかわ

らずやつてないじゃないかということが問題になりました。

まず再生可能エネルギー、自然可能エネルギーと言つてもいいんですけど、につきまして

は、準国産エネルギーという面もありますので、いろいろ問題点はあるんですねけれども、そういう

視点も含めて、エネルギー安全保障の観点から

アップして取り入れていかなればならないと思

うんですけれども、そういった中で、更に普及し

ていくための方法と、あと、まだ使い勝手もこれ

が悪いんだという部分があれば教えていただきたい

かなど思っています。

それともう一つは、新たにつくらなきやいかぬルール、今最大の国際交渉の課題は二〇一三年以降の削減目標と制度枠組みをつくることでありますけれども、このとき先進国は、GNP比〇・7%をODAに回すという話をしたわけですよ。現在はどうかというと、下がってしまっているわけですね。少なくなってしまっています。

そういうふうに書いたことがあります。まず、まず点検必要をまず守ることが第一。そこがまず点検必要をまず守 paramString = "paramString";

が減つて補助金がなくなつたりとか、そういう部分で、減つてている部分でドイツやヨーロッパに抜かれてしまつたと。そういった部分で、やつぱり日本というのは科学技術立国ということもあり、産業振興も含めて国がもつともっとバックアップして取り入れていかなればならないと思

うんですけれども、そういう中で、更に普及し

ていくための方法と、あと、まだ使い勝手もこれ

が悪いんだという部分があれば教えていただきたい

かなど思っています。

○参考人(加藤正嗣君) 太陽光等々については、私どもこれからもどんどん普及をさせていきたい

と思っております。

ただ、私ども、国もそうですが、以前は補助金を出して普及をさせておりましたが、数年前から補助金はやめました。これは、当初は最初の初期

ココストがかなり高かつたんで、補助金でげたを履

かせて取り組みやすくしようと、で、かなり下がつてしまひましたので、それについてはやめたのですが、今後はそういうニニシヤルコスト

に対する補助金ということではなくつて、電力の

料金体系全体の中で、やっぱり高い電気、安い電

気、いろいろ石炭使うか何使うかというのいろいろあるわけですが、どうしても今のような料金

体系の仕組みだと、安い材料の方から調達しようと、その結果、環境負荷が増えてしまうというふうに傾きますので、何を使おうが消費者に売ると

きの電気料金というのは全体をそのトータルで原

価を考慮するというような、したがって、自然エネルギーなんか使つて電力の供給コストが高くなる

ような場合については利用者全体で広く薄く負担

ただく必要があるんじゃないかと思つております。

○参考人(大塚直君) ありがとうございます。

RPSとも関連する点でございますけれども、現在この自然エネルギーに関してRPS法という

もので対処しているところがござります。これにつきましては幾つかの問題があるわけですから

人をもつしゃつていただいた固定価格買取り制度

も、三点申し上げておきたいと思います。

まず再生可能エネルギー、自然可能エネルギーと言つてもいいんですけど、につきまして

は、準国産エネルギーという面もありますので、いろいろ問題点はあるんですねけれども、そういう

視点も含めて、エネルギー安全保障の観点から

アッピングして取り入れていかなればならないと思

うんですけれども、そういう中で、更に普及し

ていくための方法と、あと、まだ使い勝手もこれ

が悪いんだという部分があれば教えていただきたい

かなど思っています。

三點申し上げますが、第一点は、太陽光について補助金のカットということが最近なされてしまつたということがございまして、これは経過措

置的に補助金を出しておられたので、その期間がたつたので、ということだけなんですねけれども、結果的に太陽光発電が推進されていくドライブはかなり減つてしまつたということがあるわけでございます。これは、これから温暖化対策を進めていくと、それから先ほどおっしゃっていた

だいたい科学技術立国という観点からしてもう一度復活すべきではないかという問題点があると思います。

第二点でございますけれども、太陽光に限らない問題ですけれども、先ほど申しましたRPS法について、目標値が必ずしも高くないという問題

がござります。この目標値については、実は太陽光に関してはほかのものの二倍カウントをしてい

るというようなことにもなつてているんですねけれども、それでも一・六幾つだと思いましたが、余り目標値が高くなつていう問題が残念ながらござります。これは、その二年ぐらい前のときの費用便

益分析をした結果がこういう数字になつていて、それでも、その後、原子力に関しては、残念ながら耐震構造の問題等もあつてますちょっと

と造りにくくなつていているということもござります。

再度その評価をし直してもう少し高い数字を考えるべきではないかということがござります。

第三点でございますけれども、先ほど早川参考

人もおっしゃつていただいた固定価格買取り制度

○参考人(早川光俊君) 御意見のとおりでして、再生可能エネルギーは極めて重要なと 思います。私は、温暖化対策は先極二つしかない、省エネとエネルギー源転換。それでエネルギー源転換は再生可能エネルギーだと思っています。

うに、私は大気汚染問題に取り組んできましたんで、大気汚染物質を出さない、CO₂も出さない、それで資源が枯渇しない。そして何よりも気に入っているのは、平和で安全なことです。なぜ平和か。化石燃料は偏在していますから戦争を起こします。風とか太陽光をめぐって戦争は起きようがないですね。もちろん、ボテンシャルとして大きなものを動かせないとか、集中的にエネルギーが得られないとかというもちろん逆転はあるわけですけれども、やはり一般的にはこれを普及していくことが低炭素社会の一つのキーだという

現状はどうか。私も、自然エネルギー市民の会つて関西につくつて、関西に風車を造ろうということで百からぐらいの場所を特定して、今調査に入っていますけれども、非常に造りにくい。な

に、R.P.S.法という限界があるからですね。R.P.S.法が私は全部駄目だとは思いませんけれども、目標値が余りにも低いことがネックです。ドイツが二千二百万キロワットの風車を造った資金は八割は市民が出していると言われています。四割個人所有、残りが協同組合形態と投資会社

今、太陽光発電、つい最近、知人に太陽光発電の業者を紹介したら、その業者がこう言つていました。発電パネルが手に入らないんだと。今ドイツに行つちゃつてはいるそうです。ドイツで売れるからと。太陽光パネルの製造投資も今中国に行つています。中国で巨大な工場を造りつあります。風車については、いろんなことがあって価格が上がつてしまつて、日本で市民が風車を手に入れようとする二年三年待たないと手に入らないという状況。

私は、先ほど大塚さんも言われたように、電気料金を1%値上げしてそれが温暖化対策、再生可能エネルギーの導入に使われるならば、市民はオーケーです、そんなものを拒否する人いないから。今のような電力会社が負担してやつていく制度については無理があります。それで、補助金制度もやはり持続可能ではないんで、きっちつと市民が取り組める、損をしない制度をつくる。そして、それはやはりみんなが負担する制度はもうヨーロッパで動いて成果を上げているわけですから、早急に私は導入すべきだと思っています。以上です。

○神取忍君 ありがとうございました。

○加藤修一君 今日は四人の参考人の皆さん、忙しい中ここまで来ていただきまして誠にありがとうございます。感謝を申し上げる次第でござります。

私は、政府はもっと機敏性を考えるべきだと思いますね、一つは。もう一つは、後追い的でなくして、やはり科学的成果を踏まえてビジョンの先取りというのが極めて重要な時代に入つてきていると。

一九九〇年に地球温暖化防止行動計画が作られ、一九九二年に気候変動枠組条約が採択、署名

非常にシングルに計算した場合には、例えば通貨取引では約一・三兆ドル一日に動いておりますから、年間に直すと三百二十五兆ドル、それによつて一・五%の課税を考えると、これは日本の消費税の三十分の一程度でありますけれども、約五十兆円になる。だから、スタン・レポートで毎年毎年一%投入していくならば何とか最悪の状態は回避できるという話になつておりますので、全世界で五十兆円を、こういう形を含めていかに資金調達をすることが必要かということだと思います。

これは私個人の意見といいますよりは、次のIPC第五次報告書が作られることが決まっておりますが、それに向けて世界の地球温暖化の予測の研究コミュニティが次にどういった予測実験をするかというデザインを既に考えております。その中の一つの大きな目玉としまして、二〇三五年ぐらいまでの近未来の地球温暖化を詳く予測しようと。これはまさに御指摘のあったとおりに、アダプテーション、温暖化の適応、近未来にどういったことが実際に起こる確率が増える

ジョンの先取りということで科学的成果をいかに活用するかというのは非常に私はますます重要なつてきてると思うんですね。地球シミュレーターあるいは人工衛星からの様々な情報を駆使してどういうふうにやつていくかというのは、これ非常に将来の予測を含めて大事である。地球シミュレーターで南米でハリケーンが生じるということが予測されて、現実、それが実際、本来は発生しないハリケーンが発生したという話であります。そのぐらい精緻なモデルになりつつあるなど思います。

に、保険でありますとか、あるいはどこにインフラの投資を、途上国のインフラの投資などをすべきか、そういう優先順位を決める、そういう意味での政策に今まで以上に直結するようなミュレーションを行いたいということになりますので、まさに御指摘のとおり、我々科学者としても社会に役に立つような研究をこれまで以上に進めていきたいと思っております。

○加藤修一君 ありがとうございます。

それでは、大塚参考人にお尋ねしたいんですけども、産業革命のころと比べて二度Cを超えるにいよいよしなければいけないと、こういうふうに

言われているわけですけれども、時間がございませんので簡単にこの辺について、現状としてはこれ二度C未満に抑えるのは難しいのか、もうこれ

はあきらめた方がいいのか、その辺はどういうふ

うにお考えでしょ

うか。

○参考人(大塚直君) 若干科学的なことなので私

が適切に答えられるかちょっと難しいかもしませんけれども、先ほど早川参考人からも出していますように、二度Cというのは危険ラ

インとしては設定されているところでございま

す。

ただ、この予測に関しましては、先ほど来、I

PCCのペーパーから引用されていましたよう

に、かなり数字にはばらつきがございますので、先

ほどの早川参考人のこれにも出ていますけれども、例えばこの第一のカテゴリーというのでマイナス八五からマイナス五〇、それから第二のカテゴリーはマイナス六〇からマイナス三〇というようなことになっていますし、実際にこの二度Cによつてどういうぐらいの温室効果ガスの濃度が必要になつてくるかということに関しては、非常に明確になつていています。E.U.が元々二度Cというのはかなり前からこの議論をしているわけでござりますけれども、これに関して細かい議論はいろいろしなければいけないということがあると思いますけれども、一つの目標としては非常に重要なものではないかと考えております。

あきらめるべきかどうかというのは、この二度Cだと結局、四五〇ppmとかという辺りを考えなくちゃいけないということだとかなり大変だと

いうことになるわけですねけれども、私としては、

日本でクールアースの美しい星50で出しているよ

うに、むしろ排出量をどうするかという目標を立てる方の方が人類にとっては明確な目標だと思

いますので、二度Cというのは重要な目標ではあ

りますけれども、先ほどの江守さんもおっしゃつ

ていたいたような、半減する自然の吸収量との

関係を考え、吸収されるものとそれから排出す

るものとを同じ量にしていくという発想が非常に

重要ではないかと思っております。

以上でございます。

○加藤修一君 早川参考人に、先ほどは、現在は

四三〇ppmであるということで、二度Cを超えて

いると、それ以下のときに比べると相当違ひが出て

ますので、すぐに三八〇だから二度上がつてしま

くわけですね。ある意味では不可逆的な現象も

生じかねないと、そういった状態になると極めて

大変であるということになるわけでありまして、

まあ同じような質問です。

それが第一点と、二点目は、先ほど再生可能工

ネルギー、まあ自然エネルギーの買取り制度の

話。改めて確認をしたいわけですが、私

も、うちの代表が国会で代表質問の中に固定買取

制度、こういったことについても検討すべきだ

と、そういう発言をしておりまして、私も全くそ

ういうふうに考えておりまして、やはり最終的に

I.P.C.C.を読んでいて二度をあきらめているわ

けではないんで、やはりできる対策をすべて取る

ことが基軸かなこと。ただ、残された時間と

幅は非常に小さいというふうに思つています。

再生可能エネルギーについては、昔から先生の

御意見は存じ上げていて、非常に大賛成でし

て、おっしゃるとおりだと思います。私は日本の

市民が偉いと思うのは、損を覚悟で三十万户の屋

億から五百億近く義務としてやつている段階です

よね。ですから、ある意味でキャップが掛かって

しまつてあると。今は一般電気事業者は四百五十

億から五百億近く義務として

いというIPCCの結論のメッセージの重要性について述べられました。これらの科学的知見に基づいて、IPCCは、今後の気温上昇を産業革命前に比べて二度以内に抑えなければならないと、そのために先進国が二〇二〇年までに九〇年比で二五ないし四〇%削減、五〇年までに六〇%から八〇%削減するシナリオを提示しました。

先ほど、半減をいつ達成すべきかは科学のみでは答えられない、科学は情報提供することであるということをおっしゃいましたが、科学者の立場から考えて、今、中長期の削減目標を設定することの持つている積極的な意義についてどのようにお考えか、お述べいただけないでしょうか。

○参考人(江守正多君) ありがとうございます。

定性的に申し上げますと、いつか半減、そしてその後更に減らしていく、行く行くはゼロに近づける。といいますのは、自然の吸収量はその後また減っていくからなんですけれども、もうこれは明らかであります。先ほど、半減をいつ達成すべきかは科学のみでは答えられないと申し上げましたけれども、やはり早く半減を達成しなくてはいけないわけですね。

本日は、私の立場からは、その二度であるべきなのか、二〇五〇年であるべきなのかということはちょっと差し控えさせていただきますけれども、何しろ、数十%削減であると。少なくとも、恐らく今世紀以内にはどう考へても半減、そして更に減らしていくということ自体は科学的に間違いないことだと思います。これを何しろ、小手先の問題ではなくて、私は文明史的な転換であると思っているんです。今の社会の延長上では起らざることを起こさせようとしている、世界が二酸化炭素をほとんど出さないという新しい文明に移行しなくちゃいけない、そういうたスケールで是非とらえていただきたいというのが科学から重要なメッセージであると考えています。

○市田忠義君 ありがとうございました。

早川参考人にお聞きしたいんですけど、洞爺湖サミットを前にして今重要なことは、自らの国別総量の数値目標を明確にすることだと私は思うんで

すが、今になつても産業界のセクター別アプローチに政府が固執して、この数値目標の設定を先送りしていると。昨日の報道によれば、福田総理がサミットまでに中期目標を明確にするということは言いましたが、こういうこれまでの政府の消極的な姿勢についての御意見、それから今後、京都議定書以降の法的拘束力のある中長期目標を明確に掲げた法制度の見直しについて、早川参考人の御意見、お伺いしたいと思います。

○参考人(早川光俊君) 今、ボンで補助機関会合の会合、それから特別作業部会の会合が始まっています。世界のNGOが集まっているな議論をしていてる情報が日本にも送られてくるんですけれども、今世界の市民が注目しているのは、G8を控えて日本が本当に長期目標、中期目標をちゃんと出すのかどうかということですね。

それで、私は、なぜ出せないのかということについては、日本の対策が進まないからだというふうに思っています。恐らく、政府のいろんな方とも条約交渉会議でいろんなお話をされるんですけど、かなりの方がそう思っています。要するに、日本で削減ができるないのに高い目標を言うのにはなかなか難しい。自分がたばこをやめないとたばこをやめましょうと言うのはなかなか難しいみたいな話のように思ふんだけれども、やはり、私は、産業界のきちっとした目標を立てきっちと削減をしていく方策が立たないと、なかなか日本政府として難しいのかなというふうに思っていますけれども。

ただ、この一年間の変化は非常に私にとってみると思つていています。今の社会の延長上では起らざることを起こさせようとしている、世界が二酸化炭素をほとんど出さないという新しい文明は、排出量取引による実効ある削減措置に果たしてなるんだろうかという率直な疑問を持つんですね。長期、二〇五〇年に五〇%以上というのはコンセンサスになつてきた。昨日の報道によれば、中期目標も日本も言わざるを得ないところまで來た。それは非常に大きい前進で、それは世

界全体がそういうふうに動いているんだと思うんですね。

是非、私たちが認識しなきいかぬのは、京都議定書を支持する勢力が圧倒的なマジョリティです。明確にこれを拒否しているのはアメリカだけですから、オーストラリアは変わりましたから。そうすると、アメリカもこの十一月で確実に変わるものですから、日本も置いていかれないようした方がいいなというふうに思います。だから、そういう意味では、今、中期目標、長期目標はクールアース50で一定のことは出てきましたので、日本としてどうするのかということをちゃんとしてほしいなというふうに思っています。

○市田忠義君 大塚参考人にお伺いしたいですが、大塚参考人は環境省の有識者検討会の座長として、国内排出量取引制度、四つの方法を提示した中間報告をまとめました。キャップ・アンド・トレード方式は、総量規制プラス排出枠取引ということで、いかに厳しい排出総量のキャップを事業者に掛け、取引できる排出枠を割り当てるかで削減効果が違つてくると思ふんですけれども、参考人は義務的排出量取引の初期割当ての方針として、産業部門に関しては自主行動計画を基礎とする。これは、経団連が自主的に割当ての合意をしたと見ることができます。要するに述べておられます。

ただ、自主行動計画に基づいた自主的な割当てで排出量取引による実効ある削減措置に果たしてなるんだろうかという率直な疑問を持つんですね。が、その辺りの御見解、いかがでしょうか。

○参考人(大塚直君) ありがとうございます。具體的な御質問をしていただきまして、どうも大変有り難く思つております。

今御指摘いただいた点についてはそのとおりでございますが、私がそこで申し上げたかったのは、排出量取引を最初に制度を入れたときの、第一期と申しますか、最初の時期では自主行動計画を基礎とすべきだということを申し上げたわけでございまして、それは経団連さんが合意をしておられるからとすることが、あるいは宣言をしておられたからとすることが基礎になるだらうということをごぞいます。

○市田忠義君 早川参考人にお聞きしますが、最近、排出量取引について産業界にも容認論が出ていますけれども、一方で、この制度の導入が産業界の国際競争力に悪影響を与えるという立場から激しく抵抗する勢力といいますか、立場の方々もいらっしゃいます。こういう国際的な流れに抵抗する産業界の一部の姿勢についてどのようにお考えかということと、日本が京都議定書以後の先進国としての責任を果たしていく、あるいは第一約束期間の目標を確実に達成していくと、そのための早急な国内排出量取引制度や環境税の導入について、早川参考人の基本的なお考えをお聞かせいただけます。

○参考人(早川光俊君) 國際競争力を失わせるという議論はかなり古い議論だというふうに思いますが、私は、ドイツの方と話したことのあるんですねけれども、十年前にそんな議論があつたねという話を聞いていました。

今、EUの排出量取引が動き始めて、アメリカのかなりの州がこれに連動させて排出量取引を動かそうとしています。昨年一月に、アメリカの各産業トップ企業十社が四つの環境NGOと一緒にブッシュ政権に対して、キヤップ・アンド・トレード、要するに排出削減をきちっと量を決めた排出量取引制度を導入すべきだという意見を上げています。ここに名前を連ねたGE、ゼネラル・エレクトリックとか、それからアルコアとかデュポンとかキヤタピラーとか、各産業のトップ企業ですね。やはり、今の世界の趨勢は排出量取引が貿易障壁になるとかいうような意見じやもうなっています。

それで、むしろ私が一番心配しているのは、ヨーロッパの企業もアメリカの企業も、恐らくヨーロッパが動き始めてアメリカの企業は焦つていると思うんですけれども、やはりこの温暖化対策の一つは企業の存続に懸けた問題であるという認識が一つと、もう一つはこれをビジネスチャンスとらえている。CSRの問題ではないと思いません。日本の企業はまだその色彩が強いと思いま

すけれども、完全にこのままでヨーロッパの企業、アメリカの企業に遅れてくる。パリで世界の国が、いろいろ世界の企業が五百社ぐらいが声を上げましたけれども、日本の企業は一社も入ってないんですね。

だから、私は、本当にこのままいくと、この排出量取引制度の世界の動向から日本の企業は取り残されて、やはりむしろそのことが国際競争力を失わせるんじゃないかというふうに危惧します。

それから、もう一つの質問は何でしたつけ。○市田忠義君 排出量取引制度や環境税の導入について。

○参考人(早川光俊君) 環境税。私は両方必要だと思っていて。大きな企業に対しても排出量取引が有効だと思いますし、それからやはり広く薄く、国民生活の問題も含めて環境税というのが必要だと思っています。

ただ、消費税と同じで、低所得者に非常に負担掛かるところは正直してほしいと思いますけれども、私は両手とも入れるべきだと思っていますから、その制度の設計の仕方については既にEUなどで幾つかの経験、また弱点もはつきりしてきていますから、それは両手入れるべきだというふうに私は考えています。

○市田忠義君 あと一分しかありませんが、加藤参考人に一言。

名古屋市で地球温暖化対策計画書の届出制度に基づいて燃料等の年度使用量が原油換算、たしか八百キロリットル以上でしたか、の工場、事業所を対象にして届出、やられているわけですが、今後更に事業所の削減効果を上げるために現行の国の報告制度の見直しが必要じゃないかというふうに私は考えるんですが、加藤参考人、この点は御意見、いかがでしょうか。

○参考人(加藤正嗣君) 国の制度の見直しが必要ではないかということですか。

そうですね、全体として、やはり私ども届出制度や何かをやった実感としては、データを自ら調べれば自ら改善努力が進むという感じしております。だから、終わります。

○市田忠義君 終わります。

○川田龍平君 参考人の方々、今日はお忙しい中、御意見をいただきまして、ありがとうございました。

私は三十代で、江守参考人の、先ほど福山先生の質疑の中で若手専門家による報告書というのがありましたが、それに大変近い世代として、同じ世代として共感を持っているんですけど、そういう中でして、それから社会システムの転換、ライフスタイルの転換と産業構造の転換についても先ほど述べましたが、それについて大変難しいと感じております。

それについて、是非、若手の立場として、こういった今の温暖化の問題について、先ほどは科学者として具体的にはなかなか提案されなかつたところもあるかと思うんですが、是非これだけは言つておきたいということがありますから、それは両手入れるべきだというふうに私は考えております。

○参考人(江守正多君) ありがとうございます。

再び個人の立場としてお答えさせていただきました。いとと思いますけれども、一言で言いますと、やはり制度を導入していただきたいということだと思います。

ライフケーストライアルの転換にしても、どんなに啓発活動を行つたところで、皆さんが勝手に自發的にいふう点では二つの流れで進めております。

○参考人(加藤正嗣君) 今ごみのエネルギー利用という点では、従前からあつたのは、市が収集をしたものを使い工場で焼却をしますが、その際に発電をしてエネルギーを回収する。これが従来からやつていているものでございます。

新しい取組としては、その中で生ごみを分別して、生ごみをエネルギー資源として活用する、技術的にはいろいろあります。こちらについて、名古屋では事業系の取組を中心進めています。と申しますのは、家庭系の場合、工場の設備いじらなくてはいけませんので、いいことだから来年からやりましようというわけにはいません。

せてやつていく。

したがいまして、まだ次の、これから工事に、工事というか設計に着手するまではまだ私ども時間がございますので、名古屋市が取り組む生ごみのバイオエネルギー化というんでしょうか、それについては今後の検討課題ということになつております。

ただ、あともう一つ、ごみを焼却したものから発電をしてエネルギーを取るという点ですけれども、これについて私ども二つ課題があると思っておりますのは、確かに電気は取れるんですけれども、回収率が十数%で、火力発電なんかに比べると低いんですね、発電が目的の設備ではございませんから。ですから、やはり専用施設とそうでないものでは大きなハンディがあるのでといふことが一つと。

あと、発電だけでなく、熱は、余熱随分捨てているんですよ。ただ、これも最初からきちんと余熱利用をするように設計をしていませんと、余っているからどこかであつたから使いましょうというわけにいかないんで、今後、設備更新をしていく際には余熱についても十分活用できるような工夫が必要だということで、実はつい先月からそういったことを専門家の方々と勉強会を始めたところでございます。

○川田龍平君 名古屋市の六〇%削減戦略の中で、学者の二人の方が提言の中で、原子力発電所は二〇五〇年には廃炉になつてゐるとしていて、太陽光エネルギーへの全面的なシフトをしているということがあるんですが、私は大変面白いと思つていて、先ほど早川参考人からも原子力発電所の稼働率の話についてもありましたが、これは全員の方にお聞きしたいんですが、日本の今の電気の発電に原子力が、これも再生可能ということで今リサイクルも進められてはいますけれども、電源開発も含めてこの原子力政策に負つてているところが温暖化対策でも大きくて、特に昨年の七月の中越沖地震における新潟の柏崎刈羽原発での、今停止している状態で、またCDMによつてそれ

をまた補完なきやいけないということになつてき

ますが、本当にこの今の原子力政策そのものについて、やつぱりどのようにお考えかと。特に、地震国であるという日本における電源について今後どういった方向性を考えいくべきかということについて、参考人それぞれ伺いたいと思いま

す。

○委員長(松山政司君) それでは、簡潔に、江守参考人からお願いいたします。

○参考人(江守正多君) 私は、一科学者としまして、原子力の安全性ですとか様々な科学的な問題、十分理解できておりませんので、科学者としての専門的な見解としては、原子力に関する政策の意見、ちょっと差し控えさせていただきますけれども、個人的に見ておりまして、やはり一つの問題となつてゐるのが、ヒューマンエラーの問題というのがどうしてもありまして、技術的にどんな安全であるということがあつても、人間がやる問題なのでたまに間違がある。それでは困りますねということで社会の信用が十分に得られていらないということが一つ大きいのではないかと思つて個人的には見ております。

○参考人(加藤正嗣君) 原子力自体をどう評価するかというのはなかなか私ども自治体として難しい問題でございますので、直接的にはお答えできなかねるんですが、先ほど、名古屋市の環境モデル都市への提案で、化石燃料消費五分の一にするた

めには、エネルギー消費全体を半分に減らして非化石燃料を二倍にすれば数字の上では可能ですよという試算をいたしました。この非化石燃料を二倍にする内訳を、水力なのか、原子力なのか、太陽光なのか、そういう問題にならうかと思います。ただ、二倍にするすべてを原子力というのはなかなか難しいのかなと。

ですから、原子力全体をどう扱うかはお国の方でお考へいただきたいと思いますが、私どもとしては、都市排熱ですか太陽光とかいったのが少しでも普及できるように努力をしてまいりたいと思つております。

○参考人(大塚直君) 原子力政策一般とかかわりますので、個人的意見として限られた範囲の知識の中から申し上げさせていただくにとどめるとい

うことで申し上げたいと思いますけれども、エネルギー安全保障の観点どかがございますので、原子力に関してはいろんな観点から考えなくちゃいけないということはあることはあると思いま

す。

温暖化問題に関して、確かに今の国の政策が原子力政策にかなり負つてゐるということをおつしやつていただいたとおりだと思います。そして、私も先ほど申しましたけれども、今も川田議員からおっしゃつていただきましたけれども、耐震構造の問題が今まで以上に厳しくなつてきたとあります。ただ、エネルギー安全保障等々いろんな問題がありますので、にわかに何か新しいことを、本当にどういうふうに変えなくちゃいけないかという辺りについては、ちょっと私も今ここで申し上げられるような状況ではございません。

ただ、一つだけ確かに言えるだらうと思うのは、先ほどもちょっと申し上げたように、再生可能エネルギーの位置付けというのではなく少し高くいう辺りについては、ちょっと私も今ここで申し上げられるようなふうに私は認識しております。

以上でございます。

○参考人(早川光俊君) 私たち、CASAのポジションで说かれども、基本的ポジションは、今の原子力発電所は三十年の寿命で順次廃止していくべきだという意見を持っています。それで、一番の問題は、エネルギー安全保障、要するに必要な

エネルギーを貯えるかどうかという問題ですけれども、二〇〇〇年段階で今ある技術を導入して全部計算してみました。三十年で、原子力発電、今まで増やしたり新しく造つたりせずに順次廃止していくつても、エネルギーは貯えて、そして九%程度CO₂が減らせるという結果にその当時はなつてゐます。

○参考人(大塚直君) 現在も事業所の部分では非開示の部分が多いわけですが、企業の部分

は、今私たちは三割近くの電気を原子力に頼つてゐる。私が住んでいる関西地域に関して言えば五百%を超えてます。その電気を私たち使って、子供たちは放射性廃棄物、廃炉というような負担を負つていかなきやいかぬ。それが将来世代に対する公平の観点からどうなんだろうかとということを私たちは真剣に考えなきやいかぬだらうと思います。

それで、もう一つ私が問題だと思っているのは、今私たちは三割近くの電気を原子力に頼つてゐる。私が住んでる関西地域に関して言えば五百%を超えてます。そのため避けないわけですね。将来世代、私たちの子供たちは放射性廃棄物、廃炉というような負担を負つていかなきやいかぬ。それが将来世代に対する公平の観点からどうなんだろうかとということを見交換することが一番大事だと思っています。私は、原子力発電全面反対ではないんですけども、一番欠けてるのは、原子力についてきちっとした議論がなされてないことだと思っていま

決まつたことは必ず実行していくということだろうと思つてございます。日本人というのは、いろいろこの京都議定書でも議論ありますけれども、決まつた以上はやり通すんだというところはやっぱり日本人の優れたところだと思いますし、それがやはり世界に対する模範であろうと思つてござります。

これから幾つかの点についてその確認もさせていただきたいと思いますが、まずその前に、現状の状況を少し確認をしたいと思つております。

二〇〇六年度の排出実績について少し確認をしたいと思いますが、全体では基準年度より増えてしまつたというのが結論になりますが、個々の部門で見ていきますと、産業部門で非エネルギーなどの起源の工業プロセスも含めますと約三千万トンぐらいマイナスをしてきておるということ、そのうちの製造業は多分二千万トンぐらいではないかと思いますが、その他の部門はすべて増加してしまつていると。運輸部門で三千七百万トン、業務部門で六千五百万トン、家庭部門で三千九百万トン、エネルギー転換部門で九百万トン増加してしまつておるという状況でございます。

こういったことを見ますと、産業部門においていろいろと言われますけれども、産業部門においては真剣に取り組み、またその実績を出しているんだということだと思います。先ほど大臣もおっしゃいましたように、経済活動を考えますと、基準年でございます九〇年から考えますと、大変経済活動は活発化しておる中で実績は確実には出しているんだろうということで評価できるかと思います。

今回、特に法案で改正された部分はこの業務部門、家庭部門、特に排出が増えた部分、これについて改正がなされたと、対策が打たれていくということだろうと思います。その中で幾つか御質問させていただきますが、改正案の企業単位、フランチャイズ単位の排出の算定と報告の導入でございますが、今回の改正で業務部門における対象捕捉率が現行の一三%から五〇%程度へ向上が

期待されるところでございますけれども、五〇%の目標で本当に十分なのかということと、それから残る五〇%というのはどういった業種があるのかをお聞かせ願いたいと思います。

○政府参考人(南川秀樹君) 御指摘のとおり、今回の大好きな改正のねらいが業務部門などの対策の充実でございます。その一環としまして、従来、捕獲率が非常に低かった業務部門に対する算定・公表制度につきまして五割程度までカバーできるようにしておるということで、企業・フランチャイズ単位の届出を、算定、公表を義務付けたものでございます。

五割が十分かという議論についていろいろ御議論が当然残ると思います。ただ、私ども、残る部門を見ますと、いわゆるチェーン店ではない小売店とか、あるいはレストランもそうですし、床屋さんとか含めて個人商店などが非常に多いということがございます。したがいまして、何と五〇%にできればそれでよしというふうに考えて対応したいと思っておるところでございます。

○轟木利治君 残りの五〇%が個人事業者であるところが、中心だということでございますけれども、今回指定されたところだけやればいいんじゃなくて、やはり国民全体、国全体が取り組むんだという姿勢をまた御指導いただければと思うございます。

ただ、全体を通して、中小規模の事業所において非常に高い削減ボテンシャルがあるということもそこから私ども経験として得られたわけでございます。こういったその中小企業の方々に対する削減を努力していただくようなスキーム、支援スキームを含めて、是非これから考えていただきたいと思います。

○轟木利治君 評価されているということをございますけれども、この制度に参加するというのには、やっぱり今の制度でその設備の補助金が出るということが企業にとっては一つの大きなボテンシャルになつてゐるんではないかと思います。

今後、今、後でもちょっと議論をさせていただきますが、排出量取引、こういった制度の議論がされておりませんので、この補助金制度そのものが今あるがゆえに集まつてゐるけれども、なく

せ願いたいと思います。

○政府参考人(南川秀樹君) 委員御指摘のとおり、最初の、初年度の自主参加型の取引制度における大きな改正のねらいが業務部門などの対策の充実でございます。その一環としまして、従来、御指摘のとおり、私ども当初のもくろみを十万トン程度上回る削減もできたということでおざいます。

それによりまして、一つには、その排出枠の取引に関連した実務の知見が集積をされました。それから二つ目には、その排出量取引自体が目標達成のための柔軟的な措置、機能的な措置であることを確認されたというふうに考えておるところでございます。ただ、今後の課題でございます。幾つかございます。公平性を高めるためのベンチマーク方式の導入ということがやはり必要だといふこともございますし、今後できるだけその参加者数を拡大して、より実践的な知識を高めていきたい。また、三つ目には、会計処理あるいは税務処理に関する取扱いの明確化と、そういう取引の円滑化のためのルールということもきちんとつくる必要があるという課題が明らかになつたわけだと思います。

○政府参考人(南川秀樹君) 全体としまして約一千三百万吨余を購入の契約をしたところでございます。十八年、十九年、二年間の予算につきましては、契約限度額といいましょうか国庫債務負担行為限度額といいましょうか、これが合計で五百二十九億円でございます。

あと、今後五年間で約一億トンのCO₂の排出分を買うとしますと幾らになるか、なかなか実はこれは計算が難しくうござります。例えば、よく言われておるような、トン当たり二千円で掛けられば約二千億円になりますし、その辺りはつきりしたことは分からぬということです。

ただ、私ども、このCDMだけでなくほかにも、いわゆる京都議定書の締約国の中での排出が余ったところから買つてくるシステムとか幾つかございますので、是非お金の掛からないものを購入するということも含めて努力をして、できるだけ予算を少なく済ませたいと思っております。

○轟木利治君 一億トン、値段が定まらないんで確実なことは言えないことだと思いますが、二千円で二千億円ですか、それから三千円で

れば三千億ということになっちゃいますし、これは元をたどればやつぱり国民の税金から出でるということになります。そういうことを考えると、それを買って、じゃ何かに使えるかといつても、そこで消えちゃうお金なわけですから、可能な限り少なく済むことが一番ベストでしようし、そのためにやっぱり国民にはつきり、国民の税金を使うということであれば、きちっとした情報も、結果としての情報になるかも分かりませんけれども、提示していくだけで、それがまた自分たちに跳ね返ってくるという点で国民に対する意識付けも強くしていただきたいなと思ってございります。

それから、改正法案の二十条の三の関係で、地方公共団体の実行計画の充実の関係でござりますが、まず実績の方でちょっと確認させていただきますと、現行法で地方公共団体実行計画という計画を作つて実施するようになつてござります。その報告によれば、全国に約千八百地方団体があるわけでござりますけれども、その実行計画を策定しているのは七百件強にすぎないと聞いております。そうしますと、全体の四割しか実際に計画を策定していないことになつておりますが、なぜこのレベルなのかということと、今後この件についてどう策定していくかと考えられているのか、御質問させていただきます。

これは、中身を見ますと、やはり規模の小さな自治体が少ないということで、都道府県と指定市、中核市、特例市についてはすべて一〇〇%の策定率でございますけれども、それ未満の、人口でいうと二十万未満の市町村については策定率が三四%と極端に悪くなっています。やはり、調

べてみますと、ほとんど人がいないとか、市町村によっては環境担当といつてもごみ処理の人が数人いるだけというところもございまして、手が回らないなどとへうあうことよく言われます。

ただ、私ども、是非やはり自らの事業に伴う排

出量の把握、計画を作つて下げるのは大事でござります。やはり、設所がつづいてしまつたらつ

いぢややはり、役所がやらぬいてたれかやるのかというふうに思いますので、これにつきまして

は、従来は全体として進んでいないことは発表し

ておりましたけれども、今後はやつていないところにはできるだけ易しいマニュアルを示して、な

おかつ個別に文書を送つて指導すると、そういう

たきめ細かな対応で、余り負担を掛けないで努力していくところが、環境づくりをしていくときの

と思っております。

○轟木利治君 同じくその関連でお聞きしますけ
しひ、その三百の行打付で、よ十画ごく、して三〇

れども、その七百の市町村では計画をされてゐる
わけですが、その計画された実績の、定量的実績

というのはどうなつておりますか。

○政府参考人(南川秀樹君) 全体を申しますと、
基準年度を設定して現状までやつております。二

これは何年間やつておるかは様々でござりますけれども

ども、全体で申しますと、元の基準年から決めて、最近のデータ \bar{y} を y_1 以降 y_2 による割合で

て最近の行商で5%以上の減少が
行つておる市町村、自治体が全体の一・二・四%で

ございます。それから、ゼロ%から五%まで削減

をしておるという役所が五六・一%でございま
す。そして、残りの三二・五%については基準年

より増加しておるというのが現状の数字でござい

ます。森林利活用では、計画を作るだけでなく、

きちっと結果の定量的把握はされていくと、そう

いう理解でよろしいわけですね。

そんしますと先はともかくことお詫もいたた
きましたけれども、これから家庭も、要は国民一

人一人がその意識を持つてこの環境問題に取り組

んでいくといつたときに、やはりその窓口になるのは各市町村であろうし、そのことがしつかりそ

ういった模範を示して、また啓蒙活動も含めて

一年六月二日 【參議院】

【參議院】

な状態がありますし、まあ夜間電力というのが昼間の三分の一ぐらいしかコストは掛かりませんので安く済むんだといえればそれで終わっちゃいますけど、ただ、意識付けとしてはある程度のこういったことも指導を含めて考えていかなきゃいけないんじゃないかと思いますし、以前たしか、私の記憶が確かであれば、オイルショックの電力が不足してきたときだと思いますけれども、ネオンについては夜の十二時以降は駄目だということ一つの運動としてあつたと思いますけど、まあそこまですぐにいうわけにはいかないでしようけれども、そういうたったの指向性を、これからの方針を考えられているのかどうか、少しお聞きしたいと思います。

○政府参考人(南川秀樹君) まず、商品のCO₂の見える化でございますが、私ども、今回の改正で日常生活用品等の利用に伴うガスの排出についての情報提供を行うようにならなければならぬと思います。

ただ、まずは、利用に際してどれだけガスが出るかということが最初かと思つております。この製品を一時間使えばどれだけ出るとか、あるいは使い方でどれだけ変わるとか、そういうことをはつきり分かるようにするところから入っていくたいと思つております。

その上で、次のステップになりますけれども、製造、輸送などの様々な段階におけるガスの量についても情報提供が行われるようにしていきたいと考えております。それでも、ステップ・バイ・ステップで情報提供に努めさせておきます。

それから、生活様式の問題、私ども、是非対応ともしましても、当然ながらその生活様式の問題を更に突っ込んで議論しなければいけないと思つております。審議会では、いろんな御議論ございましてまとまりませんでした。まとまりませんでしたけれども、問題意識は非常に皆、いずれ

の立場にいようと大変強いものがございました。やはり、いかに多くの方にそういう問題意識をしっかりと持つてもらうかだと思います。

したがいまして、すぐに具体的なアクションなかなか難しいんですけれども、私ども今、例えば大臣の主導の下、ライトダウンを更に広げるとかいうこともやろうと思っておりますし、できるだけ多くの方に御理解をいただいて、この問題の深さ、大事さを御理解いただいて、それが進むような素地をまづつくついていきたいと、その上でライフスタイルの見直しをできるだけ速やかに行なうと想つています。

○轟木利治君 是非よろしくお願ひしたいと思います。特に見える化については、民主党としても具体的な法案を修正の中に入れ込ませていただきたいと思います。また、これはやっぱり国全体、国民全体でやっていくことですので、そういう点、意識向上、啓蒙活動も含めて御指導願いたいと思つています。

改正法案については以上でございまして、今度、地球温暖化の全般について少しお聞きしたいと思います。

まず、地球温暖化に向けて二〇五〇年までに半減すると、これは根拠として排出量を自然界の年間吸収と同レベルにするのがその目標だということですけれども、具体的なこの目標の中についても情報提供が行われるようにしていきたいと考えております。でも、いきなりすべてでは難しいんでもう少し詳しくお話ししますと、二〇五〇年という年数ははつきりしているんですけど、基準年がどこにあるのかといふのがいま一つはつきりしてないような気がします。この点について鴨下大臣から答弁をお願いいたします。

○國務大臣(鴨下一郎君) 今先生から、排出量を自然界の年間吸収量と同じレベルにすると、こう思つております。審議会では、いろんな御議論ございましてまとまりませんでした。まとまりませんでしたけれども、問題意識は非常に皆、いざれ

のバランスを取ると、こういうようなことがそもそものスタートラインでありまして、これは我が国も、昨年の五月のクールアース50及び本年一月のクールアース推進構想において、世界全体の排出量を半減させると、これを二〇五〇年までに実現させる。そして、それに伴つて、多分、気温上昇幅やそれから温室効果ガスの濃度に関するこ

ういうようなことというのは、少しタイムラグがあることはなかなか、例えば二〇五〇年にとあって最終的に落ち着くところに落ち着いていくんだろうと思います。

ですから、この気温上昇幅あるいは濃度というようなことはなかなか、例えは二〇五〇年にとあっても、排出量は人為的でありますけれども、そのほかの要素についてはこれは極めて様々な自然的な要因も絡みますんで、具体的な我々が行動としてしていく上ではやはり二〇五〇年五〇%削減と、こういうようなことが一番分かりやすいんではないかというものが国際的な意味での合意的、合意といいますか、コンセンサスに近いものがあるんだろうと思います。

また、加えまして、その基準年をどこに置くかと、こういうような話でありますけれども、これも我々今考へているのは、二〇五〇年までに半減をさせるというようなことは吸収量に見合うだけの排出量にすると、こういうようなことがそもそもの原点でありますので、あえて例えば何年から半減するとかと、こういうようなことではないと申しますと、二〇五〇年という年数ははつきりしているんですけど、基準年がどこにあるのかといふことを申し添えさせていただきます。

○轟木利治君 基準年のところはよくちょっと余り理解できないですが、今、取りあえず京都議定書は一九九〇年と言われていますので、それを変えるのか変えないのか、また今後の議論にもあるかとは思いますけれども、また今後いろいろ議論をさせていただきたいと思います。

それから、当然この排出問題について、日本の役割といいますか、このことは大変大きく感じます。私は、日本の役割というのは、日本国内の削減というのはもとより、やはり国際的にどう日本が協力し合い、また支援ができるかということ

が、この大きな二つが柱であろうと思いますけれども、環境大臣の御所見をお聞きしたいと思います。

○國務大臣(鴨下一郎君) おっしゃるよう、世界レベルで排出削減していくという意味において、日本の担う役割、非常に重要なふうに思つております。

一つは、優れた環境技術を持つていて、こういうようなことで、これは世界の主要先進国の中でも対GDP当たりの二酸化炭素排出量が最も少ない、こういうようなことで、我が国は、自らの排出削減はもとより、世界全体での削減にも積極的に貢献できると、こういうような立場であります。

それからもう一つは、まずはこれ具体的に、先ほど先生もおっしゃいましたけれども、六%削減をきちんとすると、こういうようなことが日本にとって重要なことでもありますけれども、これは国際約束ですから、この国際約束を果たすというようなことで、京都議定書についてはいろいろとおっしゃる方もおいでですかね、この国際約束を日本がしっかりと守つたということが、これで世界に対しての言わば発信力といいますか、非常に大きなものがあると、こういうふうに考えております。

また、加えまして、世界全体で今後十年から二十年でピークアウトをして、先ほど申し上げました二〇五〇年には少なくとも半減をさせると、こういうような中長期的な大幅削減のために、今、日本は、今回のG8の環境大臣会合でも申し上げたんですけれども、低炭素社会、こういうようなものをつくつていくために様々な取組、特に生産の取組、それから都市や交通、このインフラの在り方、それから先ほどからお話し合っているようなライフケースタイル、こういうようなことを含めて、具体的な低炭素社会というのはどういうもののかと、こういうようなことを日本が具体的なイメージをつくつて世界に発信していく、こういふようなことが重要だらう、というふうに思つてい

三

もう一つ、最後に、これ途上国の支援含めまして、新たな枠組み作り、こういうようなことにおいては、今回、環境大臣会合にもアウトローチ国で例えば中国だとかインド、そういう新興工業国もおいでありましたし、それから、G7の議長国であるアンティグア・バーブーダという島国、カリブ海の島国であります、そういうところの代表もおいでがありました。そういう中で、先進国たる日本がそういう国との間で削減努力あるいは適応、技術、こういうようなものにいかに貢献できるかと、こういうようなことによって、そういう途上国の皆さんにとってもこのポスト京都の新たな枠組みを作るときに参画した方が自分にとってもメリットがあると、こういうような構造を作っていくというのが日本の大変重要な役割だと、こういうふうに考えております。

○轟木利治君 ありがとうございます。

と思うんですけれども、国内の技術においては、やるべきことはもう見えていると思います。電力にしてみれば化石燃料を使わない、自動車もそうですが、鐵鋼にしても水素を使っていくというところと、それを実際にラインに乗せるまでは大変な人、物、金が必要だと思うんですが、そこ辺りも含めて少し御見解をお願いしたいと思います。

○政府参考人(渡邊正人君) クールアース推進構想の現状につきまして御説明申し上げます。

先週開催されました第四回アフリカ開発会議の機会に、アフリカ諸国からは、クールアース推進構想への評価とともに、日・アフリカ・クールアース・パートナーシップの立ち上げにつきまして歓迎の声が寄せられました。同じく、五月、気候変動にかかわります中米・カリブ首脳会合では、我が国のクールアース50提案及びクールアース推進構想に賛意をもつて受け入れる旨の共同宣言が採択されました。これらのほかにも、本年三月、セネガル、マダガスカル、ガイアナとの間でクールアース・パートナーシップの一環といったましてノンプロジェクト無償を供与いたしましたほか、現在、インドネシアとの間で気候変動対策円借款の供与に向けて協議を進めておることころでございます。

我が国としては、引き続き排出削減と経済成長の両立を目指す途上国との間でパートナーシップを推進してまいります。

本件パートナーシップに基づきます支援が具体的にどの程度全世界的な温室効果ガスの削減に寄与するかにつきましては、一概に申し上げることには困難でございますけれども、いずれにいたしましても、今後ともパートナーシップの推進を通じまして、途上国の排出削減への取組に積極的に協力するとともに、気候変動の深刻な影響を受けます途上国に対しまして支援の手を差し伸べてまいりたいと思っております。

まず、今後五か年間で我が国の研究開発に三百億ドルを投入するという件でございます。

この件でございますが、本件は、福田総理が本年一月のダボス会議の特別講演におきまして、気候変動問題に対処する取組の一環としての環境エネルギー分野の研究開発を重視し、今後五年間で三百億ドル程度の資金を投入すると表明されたものでございます。ちなみに、平成二十年度の予算においてます地球温暖化対策に資する環境エネルギー分野の研究開発の投資の総額は、おおよそ一千百億円でございます。仮に一ドル七百円で換算いたしますと、五十七億ドルに相当しております。具体的な予算額については今後検討されるものでござりますけれども、若干の増を見込むとすれば、五年間で三百億ドル程度になるものと考えております。

また、総合科技会議におきましては、総理からの指示を受けて、地球温暖化対策問題の抜本的な解決に向けて環境エネルギー技術革新計画を策定し、五月十九日の総合科技会議で決定し、関係大臣に意見書申したところでございます。この計画を踏まえ、温室効果ガスの排出を飛躍的に削減するような革新的な技術開発の推進に取り組むとともに、必要な予算の確保に向けて努力してまいりたいと考えているところでございます。

それから二点目でございますが、三百億ドルの投資でどの程度削減できるかというお尋ねでございます。

この三百億ドルは、今御説明申し上げましたように、今後五年間において我が国において地球温暖化対策に資する環境エネルギー分野での研究開発に投じます。もとより、先生も御指摘のように、二〇五〇年に世界全体で温室効果ガス排出半減を目指しますためには、我が國のみならず、全世界が研究開発に取り組み、また国際的な協力枠組みの下に削減を進める必要がございます。

球温暖化対策に貢献する主要な技術について短期的なものと中長期的なものに整理し、二〇三〇年ごろまでの短中期的には既存技術の改良、普及が重要であること、また二〇五〇年までの中長期的には革新的な技術開発が必要ということを示しているところでございます。

さらに、技術開発を進めるだけでは実際の削減につながりません。技術開発と普及策を車の両輪として進めることが重要でございます。技術開発と社会への普及策等の進展度合によって温室効果ガス排出の削減量は異なつてまいりますので、現時点で国内外の具体的な排出量、温暖化ガスの削減量を算定することは難しいものと考えているところでございます。

○畠木利治君 数字的には目標がはつきりしていないということですけれども、投資する以上は定量効果を含めて費用対効果が求められるわけですから、また、国民に情報公開ということも含めてしまつかりフォローしていただきたいと思います。

時間がなくなりましたので、排出量取引制度についてだけちよつとお聞きしたいと思います。

ちょっと二点まとめで御質問させていただきますが、排出量取引制度そのものを否定するわけではなくございませんけれども、これが排出のメーンの手法とは私は考えておりません。インセンティブを与えるための補完的な制度だらうと思つてございます。そして、最も私は、排出権取引制度で炭素に単価が、価格が付くわけでございますけれども、これが市場において要はマネーベース化になつては困るということでございます。当然、何かを生み出してつくり上げていくんじやなくて絞り出して出してくるという形でございますので、そういうたどころを考えますと、機関投資家等に思つておりますが、この点について、今現状のお考えをお聞きしたいと思います。

○政府参考人(南川秀樹君) 御指摘のとおり、排

二点御質問をいただきました。

まず、今後五か年間で我が国の研究開発に三百億ドルを投入するという件でございます。

まず、今後五か年間で我が国の研究開発に三百億ドルを投入するという件でございます。

球温暖化対策に貢献する主要な技術について短中期的なものと中長期的なものに整理し、二〇三〇

出量取引につきましては、それが非常に重要な一つのスキームだと思つておりますけれども、それのみで何かすべてが解決するということでもないと思います。やはり、幾つか温暖化対策のポリシー・ミックスの一つとして、ある大手の排出部門の抑制に有用なものというふうにとらえております。したがつて、あくまで補完的な、補完と言つていいか分かりませんが、施策の一つであるといふふうにとらえています。

それから、当然ながら、私ども、これを検討するときにマネーレームにすることを期待しているわけでは全くございませんで、むしろいかに実質的、経済的に全体の排出量を減らすかということから制度は仕組まれなければならないということは当然でございます。

したがいまして、午前中の参考人質疑にもございましたけれども、いかに乱高下を避けるかとか、あるいは専門的技術のボローリングとかバンキングとかいうことでの柔軟措置を入れまして、一時的な需給の逼迫に振り回されない、そういう仕組みをつくることが当然ながら必要だらうというふうに考えております。

○轟木利治君 終わります。

○加藤修一君 公明党の加藤修一でございます。

今、福田総理がドイツということらしいですけれども、報道によれば、マルケル・ドイツ首相と会談後のいわゆる記者会見で、二〇〇五年までの長期目標に加えて中期目標の提示も目指す考えを示したということで、中期目標の設定を検討するところ、そういうことでは、やはりサミットまでに提示する方針を明言したなという報道でございますけれども、期待をしてまいりたいと、このように考えてございます。

先日、G8環境大臣会合があつたわけでありましたけれども、その前のシンポジウムを出させていたときまして、広中委員もお見えでしたが、その中で、私はパチャウリIPCC議長とも、非常に短い時間ではありましたけれども、意見も交換させていただきました。その中で、国際連帯税の話

と、それから地域内のいわゆる多国間の災害保険制度の関係についてもどういうふうにお考へかと、いうことについては、まあ短い時間ですから十分な議論した中でのお答えではなかつたわけでありますけれども、非常に積極的なお答えをいたただいたわけでございます。

TICADⅣにおきましても、環境・気候変動問題への対処分科会におきましても、いわゆるO

D Aということだけじゃなくして、やはりこれからは新しい資金調達のメカニズム、そういった観点から、やはり国際課税等を含めて、いわゆる

DAということも含めて検討していくべきとき、そういう時代に入つてきているんではなかろうかと、こういう問題提起もさせていただいたわけであります。

それで、環境大臣にお尋ねしたいわけでありますけれども、イギリスのいわゆる国際戦略研究所は「戦略概観」ということで、これは二〇〇七年、二〇〇八年もそうでありますけれども、いわゆる安全保障と地球温暖化の問題、気候変動の問題でありますけれども、こういつたものについては安全保障という観点から議論をしていかなければいけない。あるいは国連の安全保障理事会、これ二〇〇七年でありますけれども、やはり気候変動は国家や国家間の安全保障のためであると、そういう位置付けをされていると。

あるいは二〇〇八年の二月でありますけれども、それぞれの気候変動に直接あるいは間接的に影響のあることで、例えば穀物価格が上昇したりとか地域によっては小競り合いが起つたりとか、こういうようなことがもう既に起つていて、これが二〇〇七年でありますから、まさに先生おっしゃるように、気候変動は単なる環境問題ではなく、人類にとって極めて重要な安全保障の問題としてもどちらに思つておられます。

また、今年になつて特にそでありますけれども、それぞれの気候変動に直接あるいは間接的に影響のあることで、例えば穀物価格が上昇したりとか地域によっては小競り合いが起つたりとか、こういうようなことがもう既に起つていて、これが二〇〇七年でありますから、まさに先生おっしゃるよう

に、気候変動は単なる環境問題ではなく、人類に

止めろと、こういうような趣旨が平和賞に値した

ということですから、これをしても極めて

安全保障との関連性が深い問題だらうというふうに思つておられます。

そういった観点で、大臣にお願いでありますけれども、関係省に働きかけるとか、そもそも大臣はどのようなこの点についての御認識をお持ちか、お聞きしたいと思います。

○國務大臣(鶴下一郎君) 先生が今、IPCCのパチャウリ議長とお会いになつたという話ですか

れども、私は、昨年の十二月にIPCCがノーベル平和賞を取つたというのは非常に意味の深いことなんだろうと思います。それはなぜかと

いと、我々が気候変動に対して正面から取り組まなければ平和に様々な問題が起ると、こういうよ

うなことで学者が取りまとめた言わば科学的な知識見、これを我々政策決定者たちがしっかりと受け止めろと、こういうような趣旨が平和賞に値した

ということですから、これをしても極めて

安全保障との関連性が深い問題だらうというふうに思つておられます。

それで、環境大臣にお尋ねしたいわけでありますけれども、イギリスのいわゆる国際戦略研究所は「戦略概観」ということで、これは二〇〇七年

年、二〇〇八年もそうでありますけれども、いわゆる安全保障と地球温暖化の問題、気候変動の問題でありますけれども、こういつたものについて

は安全保障という観点から議論をしていかなければいけない。あるいは国連の安全保障理事会、こ

れ二〇〇七年でありますけれども、やはり気候変

動は国家や国家間の安全保障のためであると、

そういう位置付けをされていると。

あるいは二〇〇八年の二月でありますけれども、

それぞれの気候変動に直接あるいは間接的に

影響のあることで、例えば穀物価格が上昇したりとか地域によっては小競り合いが起つたりとか、こういうようなことがもう既に起つていて、これが二〇〇七年でありますから、まさに先生おっしゃるよう

に、気候変動は単なる環境問題ではなく、人類に

止めろと、こういうような趣旨が平和賞に値した

ということですから、これをしても極めて

安全保障との関連性が深い問題だらうというふうに思つておられます。

また、今年になつて特にそでありますけれども、それぞれの気候変動に直接あるいは間接的に影響のあることで、例えば穀物価格が上昇したりとか地域によっては小競り合いが起つたりとか、こういうようなことがもう既に起つていて、これが二〇〇七年でありますから、まさに先生おっしゃるよう

に、気候変動は単なる環境問題ではなく、人類に

止めろと、こういうような趣旨が平和賞に値した

ということですから、これをしても極めて

安全保障との関連性が深い問題だらうというふうに思つておられます。

携を取る、こういうような時期に来ているなど、こういうふうに思つております。

○加藤修一君 そういう御認識の下に、政府の安

全保障にかかるその辺についてどういうふうに

お考へしていただいと考へておられます。

○國務大臣(鶴下一郎君) よろしくお願ひいたします。

それで、環境大臣の方から、イニシア

ティブを發揮するという、そういう点について

はどうのうにお考へでしようか。

○國務大臣(鶴下一郎君) 今先生からの御指摘も

ありますので、我々もそういう観点から、例え

ば関係省庁、どういう連携が取れるのか、あるいは

環境という言わば観点から安全保障を政府として

どう考へるのか、こういうようなことについて

我々の環境省の中でも少し検討をさせていただきたいと考へておられます。

それで、環境立国戦略の関係を環境省が中心

になつてされているわけですが、温

暖化に対しましては低炭素社会をつくると、ある

いは資源の枯渇の関係については循環型社会であ

るといふことは、あるいは生態系の劣化、あるいは大変な状況になつてきているということで、これは生物の

共生社会という、そういう社会を描いています

ありますけれども、循環型社会については循環

型社会形成推進基本法というのがござりますし、

あるいは生物との共生社会と、そういうことであるなら

生物多様性基本法などがあるというふうに考へ

てまいりますと、この低炭素社会に対する基本

法みたいなものについてはまだないと。そういうい

つては生物多様性基本法などがあるというふうに考へてまいりますと、この低炭素社会に対する基本

法

もしつかりと考えていかなければいけないんではないかなと、そんなふうに思っています。

論を私たちにはしっかりと見守させていただきたい
というふうにも思つております。

んが薄く広く価格転嫁されたものをよしとするといふ、そういう気持ちも強くあるよう私自身

他方で、私どもも太陽光その他再生可能エネルギーの導入はできるだけ推進したいと思っており

EUの環境政策を考えまいりますと、昨年が調印五十周年になりますけれども、ローマ条約というのがありますが、環境汚染の事前警告原則とか、未然防止原則あるいは発生源抑止原則、汚染者負担の原則などが、そのEU全体の各国が共通

加えまして、環境省の方は、今、足下の温対法をしつかりと御審議をいただいているようなところが、今我々のまさに目の前の課題でありますので、これをしつかり取り組んでまいりたいというふうに思います。

思つております。
恐らく、同僚の委員の皆さんもそうだらうなど
いうことではないかななどいうふうに勝手に考えてお
りますが、資源工不序の皆さん、こういった面につ
いてしっかりととらまえて、いわゆる太陽光發

まして、ただ同時に、何と申しますか、新工ネルギーに掛かるコストというのをできるだけ最小化しながらその導入を推進していきたいと考えております。様々な観点から検討を進めてまいりました。

してそれを批准したといいますか、そういうふうになつておりまして、それがロー・マ協約というふうに言われておりますけれども、一九七〇年代初頭に入りまして、すべての政策はまず環境への配慮からという政策方針をEUは打ち立てたと。また、一九九七年に調印されましたアムステルダム条約では、EUのすべての政策、活動には環境配慮をもつけていくこと、つまり、環境に対する配慮

ただ、全体的にある方向というものを日本が戦略的に持つということは極めて重要でありますので、我々はもう足下の具体的な法案について是非お願いをしているわけであります。が、加えて全体的な構想、こういうようなことについても是非先生方にリードをしていただきたいと、かように思つておりますので、また御指導も賜りますよう

電なら太陽光社会という言葉まで議論されていろいろありますので、是非新しい展開が進むようになっていただきたいなと思つておりますけど、この辺についてどうでしょうか。

○政府参考人(上田隆之君) 固定価格買取り制度、それから薄く広く転嫁するということに関するお尋ねかと思います。

○加藤修一君 昨日、別の委員会で似たような質問があつたわけでありますけれども、甘利大臣もうなずきながら聞いていたような状況もございました。恐らく、こういう再生可能エネルギーが拡大していくことについては非常によしとするといふうに私は理解して見ておりましたが。いずれにいたしましても、再生可能エネルギーを大きな

慮を義務付けるというそういう条項も付け加えられておりまして、このことが極めて、環境と経済を考えていく上で非常に強いドライブが掛かることになってきているなという思いがいたします。そういうEUの世界に向けての、国内、EU内もそうでありますけれども、EUの国外に向けてもその環境戦略という意味では極めて強くやつてきているよう私は思います。

○加藤修一君 どうもありがとうございます。
それでは次に、資源工不庁にお願いしたいわは
でありますけれども、午前中の参考人の関係につ
きましても自然エネルギーあるいは再生可能エネ
ルギーとか、あるいは太陽光、風力発電等々が出
てまいりました。その中で、固定買取り制度とい
いますか、そういうふたスキームについても様々な
お問い合わせいたします。

私の方からは固定価格買取り制度について申し上げさせていただきたいと思いますけれども、御案内のとおり、これについてはもうたくさんの議論をいただいているところでございます。私どもも、再生可能エネルギーの導入拡大という観点から、真剣に様々な制度の利害得失というのをしてかり検討してまいりたいと思つております。

柱の一つにしていくことは極めてこれから
の展開にとって重要であると思つております
で、積極的な取組をお願いを申し上げたいと思
います。

次に、気候変動対策の関係で、バイオマスの導
入という観点からの質問になるわけでありますけ
れども、西岡秀三先生等がまとめられた、いわゆ
る手元には二〇五〇年日本低炭素社会シナリオと

そういう意味では、そういう原則なども踏まえて、かつまた経済との関係性もしっかりととらえた形で日本の将来の先取りの戦略性を位置付けた形で見ています。

参考人の方からお答えがありまして、そういうことを進めるべきである、あるいは質問者からもそういう話がございました。

上げていることですけれども、ドイツの制度につきましては非常に高い値段での買取りということでありまして、それが料金に転嫁されていくとい

いうことで、温室効果ガス七〇%削減可能性検討という、こういう研究成果がございますが、今日、皆さんのお手元に資料を配付させていただい

法というものについては設定すべきではないか、その下に現在の温暖化対策推進基本法というのをぶら下げるという考え方も成り立つんではないかなど、こんなふうに考えておりますけれども、鴨下大臣のお考えをお聞きしたいと思います。

私も全く考え方は同じであります。うちの大田代表が今国会の代表質問におきましても固定買取り制度についての検討という観点からの質問をさせていただいているわけでありますけれども、やはり、今一般電気事業者辺りが四百数十億円、自ら身銭を切つてやつているような状態であります。ですが、ドイツの状況というのには必ずしもそういう話ではないわけであります。もう皆さん御承知のように、一般的の国民の皆さんのが薄く広くそれを受ける入れて、グリーン電力という形で拡大をさせているということになつてゐるわけであります。日本もそういうRPS法の関係も含めてこれを直ししなければいけないなと私は思つておりますが、今申し上げましたように、一般的の国民の皆さん

うことあります。電気料金というのか、在、大体一月ドイツにおける家庭の電気料金といふのは、日本円に直しまして九千円ぐらいだと申しますが、そのうち約五百円程度がその転嫁分である。年間にすると六千円程度であります。かたつ、この固定価格買取り制度によりましてこれらの電気料金がほぼ恒常に値上がりが続いていると、いうような問題。それから、言い値で買い取る制度になつていて、そのコスト削減、ゼンセンティイブが働きにくいといった課題があります。国際エネルギー機関等でもこういった高い固定価格制度には、これを見直して、より市場ベースの政策への移行を検討すべきという勧告が行われているところでございます。

左の上の横棒といいますか、そういう図がござりますけれども、一番下がバイオマスを積極的に導入したケースでございます。この図表どおりに表現してまいりますと、石油換算百万トンで書いてありますので、三億トンを切っている状況がバイオマスのシナリオのケースである。シナリオAとシナリオBというのが右の方に書いてございまが、シナリオB、二〇五〇年で、例えば産業の関係についてはバイオマス燃料利用率の増加とか、あるいは民生の関係でも燃料系暖房・厨房機器のバイオマス利用拡大とか、あるいは交通関係にはバイオマスハイブリッド自動車の普及工エネルギー供給の関係についてはバイオマス発電の

二〇〇五年で七〇%削減ということで、バイオマスのケースについても同じようにそういう成果が示されているわけでありますけれども、このバイオマス導入に関してのこういうシミュレーション結果についていかなる認識をお持ちであるかということについて、環境省、お願いいたします。

○副大臣(桜井郁三君) 今御指摘されましたこの資料でございますが、昨年の二月に発表されましたが、「脱温暖化二〇〇五年プロジェクト」、これでは需要側が四〇%，供給側が三〇%の温室効果ガスを削減することが可能であるという試算をしておるところでございます。

うに思いますけれども、その辺についてはどのようにお答えできるんではないかなと、そんなふうに思っていますけれども、その辺についてはどのようにお答えできるかということと、それから、欧洲のこの分野における戦略的な研究開発の状況ということについてはどうのように把握しているでしょうか。以上、お願ひいたします。

○政府参考人(針原寿朗君) 林野庁でございまして、木材の利用に関する御質問でございますが、これまで、木材でございますけれども、まき、巣用、セルロースを取り出した上で製紙原料として

○加藤修一君 これは欧米での取組、戦略的な取組はどうですか。

○政府参考人(小栗邦夫君) 欧米におきます研究開発の取組状況でございますが、欧米におきましては、例えばアメリカにおきましては、政府の主導によりましてバイオマスエネルギー及びバイオベース製品のロードマップ、そういうもののを作成するなどによりまして、バイオマス由來の化学工業原料などにつきまして戦略的な研究開発を進めているというふうに承知をしているところでござります。

が持続的な方法で生産されていることを説明する認証制度を実施することを検討しているということを伺っております。こうした多様な意見がある中で、規制に向けたガイドライン作りについて議論がなされていない状況でございます。

農林水産省といたしましては、食料や飼料と競合しない形でバイオ燃料の生産拡大を図ることが重要であると考えております。諸外国に対しましても、食料と競合しないバイオ燃料の重要性につきまして我が国の考え方を表明しているところでございます。食料サミットにおきましても、若林大臣に御出席いただき、こうした我が国の考え方を主張するなど、国際的な働きかけを行つてまい

それぞれのケースがあるわけでございますが、一番下のバイオマスを極端に多く導入するケースでございますが、現状におけるバイオマスの導入割合は極めてわずかですが、このケースでは自動車

が、セルロースと並ぶ構成要素でありますリグニンを取り出して活用するという発想に立った利用法は今のところ行われていないという状況にござります。

○加藤修一君 もう少しその辺研究して報告をいただきたいと思います。そういう単純なものではないと思うんですけどね。

それでは、同じく農水省に質問ですけれども、食料とバイオマスの競合というのは非常に問題に

○加藤修一君 最後の質問になるかもしれません
が、環境省がいつも言つておりますように、バイ
オマスはカーボンフリーとかカーボンニュートラ
ルであるということで、私もそういう観点から質

用エネルギーはバイオマスエネルギーを導入するなど、バイオマスエネルギーのシェアは、運輸部門でシェアを七四%、運輸貨物部門でシェアを九七%高くしております。また、産業部門は現状では四%ほどございますが、それが一二%ほどに高くなると想定をしております。

バイオマスの導入促進は、低炭素型社会の実現に向けた重要な取組の一つであり、今後とも、中長期的シナリオも踏まえながら、バイオマスの普及を進めてまいりたいと考えております。

○加藤修一君　バイオマスも最近は食料とけんかするような状況があるようでありますけれども、

他方で、セルロー／スヘミセルロー／スリクソン、これらを科学技術を更に発達させて総合的に利用するということになれば、例えばリグニンといふ物質につきましては、燃料用電池の電極になります、ＩＴ基盤の研磨剤、バイオプラスチック等広範な分野での活用が見込まれるわけでございますので、これら木材を総合的に活用するということになれば、林業、山村の活性化あるいは地球温暖化対策への貢献、さらには、日本、森林国でございますので、脱石油社会の構築など大きな効用を期待することができるものであると考えております。

なつてゐるわけではありませんけれども EUでもこれに関しての規制をすべきだという話が出てきてるようでありますけれども、バイオ燃料等の関係については、やはり競合する食料等についてはガイドラインというものも考えていくべきではないかなど思つていてますけど、この辺についての御見解を示していただきたいと思います。

○政府参考人(佐々木昭博君)　お答えいたしま

す。

食料価格が高騰している中で、バイオ燃料と食料との競合問題について国際的に議論が行われております。

問題しているわけありますけれども、いわゆるベルネットなどを使っていわゆるエネルギーの自給率を高めている、そういう町もあります。東北で葛巻町のところは再生可能エネルギーの関係、風力の関係とかふん尿の関係で随分と努力しているようになりますけれども、こういった葛巻町のいわゆる現況と、こういう都市、自給率を高める、そういう都市をもつと発展的に進めていくことが大事じやないか。そういう発展可能性ということについてはどのように環境省お考えか、教えていただきたいたいと思います。

○加藤修一君　ハイオマスも最近は食料とけんかするような状況があるようありますけれども、基本的には、原則として食料とけんかするようなバイオ燃料であつてはいけないと私は考えておりますが。

期待することができるものであると考えております。

料との競合問題について国際的に議論が行われております。

○大臣政務官(並木正芳君) 今先生の御質問のと
おり、葛巻町におきましては平成十一年、今から
九年前ですけれども、新しいエネルギーの町葛巻
と、そういう宣言をされまして、その後、風力あ
たきたいと思います。

それで、農水省にお尋ねいたしますけれども、日本は森林面積というのは六七%、平均的にですね、そういふった意味では森林資源が非常に豊富で、いうことが考えられます。次世代型の燃料、バイオ燃料ということで、セルロースを分解して云々という話とか、あるいは更に中長期的には、リグダム

ロース、リグニンを総合的に活用するための技術の開発等に努めているところでございます。今年度からは、これらの技術を実用化する前段階として、小型プラントを作りまして実証実験やるというような予算も組ませていただいております。このような事業を積極的に進めまして、木材の総合

への影響について十分検証した上で政策を決定する必要としております。また、発展途上国の中には、バイオ燃料が食料価格の高騰の一因となつております。トウモロコシ等によるエタノール生産に反対する等様々な意見があると承知しております。また、ドイツにおきましては、バイオ燃料

るいはふん尿のバイオマスシステム、また、ペレットボイラーやペレットストーブですね、省電力とか、もうあらゆる、太陽光も含めて、そうした再生可能エネルギーの推進をしていただいているわけです。

とに統計を取られているそうなんで、十五年末の統計しかないんですけれども、自給率として電力では一八五%、エネルギーでは七八%と、恐らく平成十七、十八年に新しい事業も起こしていますので、それ以上に自給率上がっていると思うんですけれども、大変範囲たるべき町であるわけです。二代にわたる町長が大変熱心であつたということも自然条件等とも、地域の特性によるものもあるわけですけれども、環境省としましても、この再生可能エネルギーを推進していくための予算もありますので、こうしたものを見ても活用しますので、こうしたものをフルに活用して、先生が御指摘なさったような認識を共有しておりますので、是非それを進めていきたいとうふうに考えております。

とりわけ、この今回の法律というのには、地区計画というところでの、積極的に取り組んでいたい、というようなところも、実行計画を、風力あるいは太陽光、こうした利用促進を位置付けたりますので、こういった法も援用しながら頑張っていきたいと思っております。

○市田忠義君 今日は、自然エネルギーの導入促進について質問します。

私の出身の京都府では、舞鶴火力発電二号機が建設中で、二〇一〇年稼働予定であります。これが稼働しますと、京都府の排出分として二十五万トンもCO₂が増えるということになります。

一方、京都府の家庭部門の削減目標を見てみますと、二十六万トンと。言わば、こつこつと家庭部門で減らしても火力発電一基分で帳消しになると。これでは住民の努力も自治体の取組も報われないのではないか。個別の京都の問題ですかから大臣お答えにくいかかもしれません、一般論としてこういう事態どのようにお考えでしよう。

○政府参考人(南川秀樹君) 京都の事例につきましては意見差し控えさせていただきますけれども、やはり全体としまして、石炭火力発電所が大きるということの影響は大変大きいと思います。

日本経済全体が、現状で申しますと、事業者関係の排出が八割、家庭二割でございますけれども、多くがそれぞれの分野においてかなり努力をしてエネルギー消費を減らしていると思います。ただ、そうした中で、片や石炭火力ができるところだけで相当CO₂が出るというのも現実でございます。大きな問題だと思います。ただ、もちろん舞鶴がいかどうかという個別の議論は別に一貫して、やはり全体の中で石炭火力がある程度必要だということもございますけれども、やはりできるだけ原子力なり新エネルギーといったことでCO₂が出ない、少ないようなエネルギー構造に変えていくということがないと、多くの方の努力が必要だということもございますけれども、やはりが、産業も家庭も含めた努力がなかなかその数字として出てこないという点については全く同感でございます。

○市田忠義君 私は原発に依存しろとは言つていいないので、その点で同感と言われるに困ります。安全の保証がありませんし、技術的に未確立ですから、我が党としては原発から撤退すべきだという考え方だということは述べておきたいと思います。

今、原油、石炭など輸入エネルギーの需要が増えて価格が高騰しているわけですから、経済基盤安定のためにもエネルギー需給率の引上げが私は不可欠であり、自然エネルギーの抜本的な導入、促進がかけだといふに考えております。

そこで確認をしたいんですが、京都議定書目標の中では、太陽光発電と風力発電の発電量目標で導入することを目標として設定しているところでございまして、二〇〇五年度実績で約三十五万キロ以下位ケース、上位ケースとあるわけですが、十三万キロリットルから百十八万キロリットルを導入することを目標として設定しているところでございまして、二〇一〇年度新エネルギー導入計画における二〇一〇年度新エネルギー導入目標の中でも、太陽光発電と風力発電の発電量目標で導入することを目標として設定しているところです。

日本経済全体が、現状で申しますと、事業者間の排出が八割、家庭二割でござりますけれども、多くがそれぞれの分野においてかなり努力をしてエネルギー消費を減らしていると思います。ただ、そうした中で、片や石炭火力ができるところだけでは相当CO₂が出るというのも現実でございます。大きな問題だと思います。ただ、もちろん舞鶴がいいかどうかという個別の議論は別にして、やはり全体の中で石炭火力がある程度必要だということもございますけれども、やはりできるだけ原子力なり新エネルギーといったことでCO₂が出ない、少ないようなエネルギー構造に変えていくということがないと、多くの方の努力が、産業も家庭も含めた努力がなかなかその数字として出てこないという点については全く同感でございます。

○市田忠義君 私は原発に依存しろとは言つてないので、その点で同感と言われるところです。安全の保証がありませんし、技術的に未確立ですから、我が党としては原発から撤退すべきだという考えだということは述べておきたいと思います。

ロリットル、下位ケースとの関係で四八%、上位ケースとの関係では約三〇%ということになつております。

また、風力発電につきましては、同様に二〇一〇年度までの原油換算で百一万キロリットル、百三十四万キロリットルを導入することを目標として設定しているところをごぞいまして、二〇〇五年実績は約四十四万キロリットルということございまして、下位ケースに対して四四%、上位ケースに對して三三%達成率となつております。

○市田忠義君 今言われたように、太陽光発電は三〇%、風力発電三三%というお答えでした。

一九九〇年度と二〇〇五年度の一次エネルギー供給における新エネルギーの実績はいずれも三%であります。二〇一〇年度の対策上位ケースで四%、二〇二〇年度の最大導入ケースで五%、発電電力量で見る新エネルギーの二〇二〇年度予測を見ますと二%であります。この見通しを見る限り、自然エネルギー導入に本気で取り組んでいるとは到底思えません。

一方、欧州連合はどうか。二〇一二年に一次エネルギーの二〇%を自然エネルギーに転換する目標をこれはエネルギー閣僚理事会で決定しています。ドイツでは、電力比で二〇一〇年までに一二・五%という目標を四年前倒しして二〇二〇年までに二七%、三〇年までに四五%という目標が設定されています。アメリカでも連邦下院で二〇二〇年に一五%の自然エネルギー電力供給を義務付けるという全米RPS法が可決をされました。日本ではどうかと。RPS法に基づく導入目標は二〇一〇年度に一・三五%、二〇一四年度で一・六%、主要先進国と比べて一けた少ない数字であります。

そこで確認をしたいのですが、RPS法に基づく〇七年度の義務量と〇六年度のバンкиング量について数字だけ述べてください。

○政府参考人(上田隆之君) バンкиング量でござりますけれども、いわゆるRPS法におきまして二〇〇七年度に義務対象電気事業者に課せられた

ロリットル、下位ケースとの関係で四八%、上位ケースとの関係では約三〇%ということになつております。

また、風力発電につきましては、同様に二〇一〇年度までの原油換算で百一万キロリットル、百三十四万キロリットルを導入することを目標として設定しているところをごぞいまして、二〇〇五年実績は約四十四万キロリットルということです。ざいまして、下位ケースに対して四四%、上位ケースに対して三三%達成率となつております。

○市田忠義君 今言われたように 太陽光発電は三〇%、風力発電三三%というお答えでした。

一九九〇年度と二〇〇五年度の一次エネルギー供給における新エネルギーの実績はいずれも三%であります。二〇一〇年度の対策上位ケースで四%、二〇二〇年度の最大導入ケースで五%、発電電力量で見る新エネルギーの一〇二〇年度予測を見ますと二%であります。この見通しを見る限り、自然エネルギー導入に本気で取り組んでいるとは到底思えません。

一方、欧州連合はどうか。二〇二〇年に一次エネルギーの一〇%を自然エネルギーに転換する目標とこしましてトレーディング事業者等が決定して、

義務量の総量は六十・七億キロワットアワーとなつております。また、バンキング量でございまして、二〇〇六年度における二〇〇七年度へのバンキング総量は五十六・六億キロワットアワーとなつております。

○市田忠義君 今お答えがありましたように、法施行後バンキング量の比率がどんどん増えて、〇六年度のバンキング量では、今の数字で分かりますように、〇七年度義務量の九三・二%にまで達している。主要先進国の目標と比較して、またバンキング量の比率の高さを見ても、元々義務量自身が低過ぎるということはもう明白だと思うんです。私は大幅に引き上げるべきだということを指摘しておきたいと思います。

次に、太陽光発電についてどうなつてているか。お配りした資料を見てもらえれば一目瞭然であります。ですが、国内の太陽光発電の単年度導入実績は、〇五年度をピークに大きく落ち込んでいます。総出荷量のうち輸出分がどれぐらいの割合を占めているかと資料の下の欄に記しておきましたが、〇七年度は約七七%であります。太陽光発電の累積導入量推移を見ますと、二〇〇四年度の途中で日本はドイツに抜かれました。前回の委員会でも議論がありましたが、世界でトップレベルの技術を持つて、生産量も世界的に約四割を占めているにもかかわらず、作った製品は国内では売れない。こんなにひどい話は私はないと思うんですけど、我國では二〇〇五年度民間住宅への設置補助が打ち切られて、その後も自然エネルギー導入促進のための抜本的な施策が打ち出されていない。一方、欧州などを中心に自然エネルギー導入のための実効ある施策が打ち出されていることがこういう状況をつくり出したんだというふうに思つておきます。

前回の委員会で経産省の担当者の方は、いろいろ太陽光発電についてのメリット、デメリットを述べながら、結論としては、太陽光発電の普及をもつと図るべきであるという御指摘は全くもつともなものだと思つています、これは広中委員への

義務量の総量は六十・七億キロワットアワーとなつております。また、バンキング量でございま
すが、二〇〇六年度における二〇〇七年度へのバ
ンキング総量は五十六・六億キロワットアワーと
なつております。

○市田忠義君 今お答えがありましたように、法
施行後バンキング量の比率がどんどん増えて、〇
六年度のバンキング量では、今の数字で分かりま
すように、〇七年度義務量の九三・二%にまで達
している。主要先進国の目標と比較して、またバ
ンキング量の比率の高さを見ても、元々義務量自
身が低過ぎるということはもう明白だと思うんで
す。私は大幅に引き上げるべきだということを指
摘しておきたいと思います。

次に、太陽光発電についてどうなつてているか。
お配りした資料を見てももらえば一目瞭然であります
が、国内の太陽光発電の単年度導入実績は、〇
五年度をピークに大きく落ち込んでいます。総出
荷量のうち輸出手分がどれぐらいの割合を占めてい
るかと資料の下の欄に記しておきましたが、〇七
年度は約七七%であります。太陽光発電の累積導
入量推移を見ますと、二〇〇四年度の途中で日本
はドイツに抜かれました。前回の委員会でも議論
がありましたが、世界でトップレベルの技術を
持つて、生産量も世界の約四割を占めているのに
もかかわらず、作った製品は国内では売れない
と。こんなにひどい話は私はないと思うんですけど
ない。一方、欧州などを中心に自然エネルギー導
入のための実効ある施策が打ち出されていること
がこういう状況をつくり出したんだというふうに
思うんです。

答弁でした。住宅用太陽光発電の設置のための支援制度を取ることについて、前回、経産省の話は聞きましたので、環境省としてはどういう態度か、より積極的に推進する立場に立つべきだと思いますが、御見解をお伺いいたします。

○政府参考人(南川秀樹君) 日本の場合、太陽光発電は大変特徴がございまして、住宅の屋根に付けるものが八割ということです。ドイツなども、事業者自らが売電するという目的で大規模な太陽光発電所を造っているということで、かなりタイプ違います。

それで、その場合、日本の場合住宅用でございますが、それ自身が屋根に付けるということで、非常にそこに住んでいる方の省エネ意識の向上にも役立つということです。したがいまして、その自然エネルギーをつくるだけでなく、省エネ意識も向上するということで大変意味のあることだと、施策の充実が非常に求められるというふうに感じております。

○市田忠義君 答弁どおり、積極的に施策の充実のために力を注いでいただきたいと思います。

全国には自分たちの努力で自然エネルギーの導入普及に努力されている人たちが大勢いらっしゃいます。例えば、きょうとグリーンファンドというのがあるんですが、一口三千円の寄附を募るなどして、保育所などに既に十一基の太陽光発電を設置されています。時間の関係で詳しい内容の紹介はしませんが、こここの代表の方の切実な要望は、市民で積み上げていこうと頑張っているが、発電した電力を適正な額で買い取ってほしいと、これに尽きます。

自然エネルギーの導入を抜本的に強化しようと真剣に考えるならば、ドイツで自然エネルギー導入を進める大きな力となつた固定価格買取り制度、これは加藤委員も先ほど質問されました。この導入に踏み込むべきだと思いますが、環境省としてはどういうお考えでしょう。

○政府参考人(南川秀樹君) 世界の例を見ますと、ドイツのように買取り制度、固定価格買取り

制度を行つてている国が約二十ぐらいあるとも承知しております。また、片やイギリスのような形で、RPSということで電力関係の会社に義務付けられるという国もまた幾つかあるわけでござります。

いずれの方法にしましても、太陽光とか風力とか小水力、そういう地道な自然エネルギーの抜本的充実が必要でございます。どういう方策がいいのかよく検討していきたいと思います。

○市田忠義君 どういう策がいいか検討していきたいと、前向きに検討したいということですか。

いいですね。

○政府参考人(南川秀樹君) はい。

○市田忠義君 じゃ、確認しておきます。環境省としては前回きに取り組んでいきたいということだと思います。

最後に、もう時間が余りありませんので大臣にまとめてお聞きしたいんですけど、前回の委員会でも紹介しましたが、全国知事会エネルギー・環境問題特別委員会地球温暖化対策専門部会というところから環境省に要望書が提出されています。その中で、こういうくだりがあります。

電力会社の買取り義務量の大幅増大や発電コストを考慮した買取り価格の引上げなどによる新エネルギー導入促進、住宅用太陽光発電等の導入支援策の大幅拡大など、新エネルギー導入拡大に係る施策をより一層強化することと、これは知事会が出しているところに大きな意味があると思います。また、京都でも滋賀でも、エネルギー問題は国で方向性を出してもなっていることはもはや明白だと思います。日本でも自然エネルギーを利用した市民共同発電事業で合計百八十五基が稼働していますし、参加者は七十一団体、三万人に上っています。

これまで見てきましたように、日本には技術はある。市民の熱意もあります。意欲的に取り組んでいる自治体もあると。私は欠けているのはそれを生かす政府の施策だと思います。欠けているところか、実際には意欲的に取り組んでいる市民や自治体の意欲をそぐ形になつていてはいけないという感じを持ちます。

原子力と石炭火力を柱とした持続不可能なエネルギー政策から、真に持続可能な経済社会を実現する方向に転換してこそ切迫した温暖化対策のリミットにこたえることができるということを指摘して、質問を終わります。

○川田龍平君 私は当然の要望だというふうに思うんですが、南川さんからもお答えありました。大臣として、これらの要望を真剣に受け止めて電力会社の買取り義務量の大幅増大、買取り価格の引上げ、あるいは住宅用の太陽光発電の導入支援策、これらについて積極的に取り組んでいただきたいと思うんですが、大臣の基本姿勢を最後に伺つておきました。

した。昨日、この石原産業が化学兵器に転用可能な有毒ガスを経済産業省に無届けで製造していた問題で、三重県警は化学兵器禁止法違反の疑いで表表面化するきっかけが住民運動による会社の監視活動と会社自身のコンプライアンスによるものというのも時代を象徴するように見えます。その意味で、三重県行政、政府の役割はとても重要であります。ただですが、基本的な姿勢としては、これは再生可能エネルギー、これから京都議定書の第一約束期間においてもより積極的に導入すべきだといふふうに考えておりますし、加えて、これからボストン京都になつた場合にはより深掘りをしていかなければいけない。これには大変有力な方法だというふうに考えております。

○市田忠義君 ドイツでは、自然エネルギーの普及によって雇用も二十一万四千人の新たな雇用を生み出しています。年間一億トンの二酸化炭素の削減と年間三・七兆円の売上げがあるという報告があります。また、世界全体では自然エネルギーへの投資額は〇六年で約八兆六千億円、年三割を超える急成長分野になつています。世界的に見て、自然エネルギーの普及が本格的な流れになつていることはもはや明白だと思います。日本でも自然エネルギーを利用した市民共同発電事業で合計百八十五基が稼働していますし、参加者は七十一団体、三万人に上っています。

これまで見てきましたように、日本には技術はある。市民の熱意もあります。意欲的に取り組んでいる自治体もあると。私は欠けているのはそれを生かす政府の施策だと思います。欠けているところか、実際には意欲的に取り組んでいる市民や自治体の意欲をそぐ形になつていてはいけないという感じを持ちます。

我が国は国際約束の実現に向けて努力を重ねてきたところでございますが、今回のこの石原産業の違反はこれまでの我が国の政府及び産業界への信頼を損ないかねないものであり、極めて遺憾であると考えております。

○政府参考人(照井恵光君) お答え申し上げま

す。今回の法令違反であります化学兵器禁止法は、世界中の化学兵器の根絶を目的とする化学兵器禁止条約を遵守するために制定、執行されております。その意味で、監督官庁もある経済産業省は今回この事件をどのように受け止めているのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(照井恵光君) お答え申し上げます。我が国は国際約束の実現に向けて努力を重ねてきたところでございますが、今回のこの石原産業の違反はこれまでの我が国の政府及び産業界への信頼を損ないかねないものであり、極めて遺憾であると考えております。

○川田龍平君 前回、私はこの住民運動をされ

いる皆さんの声を代弁する形で質問させていただきましたが、環境省の答弁としましては、空間放射線量率が製造業者の自主管理基準を超過することが公表されていますので、このアイアンクレーにつきましては放射性物質及びこれによつて汚染されたものに該当しているので、廃棄物処理法の廃棄物には当然なるので、その規制から外れております。こうした放射性廃棄物につきましては原子力基本法の下で必要な措置が講じられることが重要と考えている。また、放射線による障害防止の事務を所掌されます文部科学省から求めあります。こうした放射性廃棄物につきましては原子力基本法の下で必要な措置が講じられる必要があります。これが重要な情報提供を行うとともに、三重県に対しても

も技術的な助言を行っていきたいとのことでし
た。

その後、住民グループは三重県と環境省に申入
れを行つております。ただ、地元での朝日新聞に
よると、県環境森林部は、環境省、文部科学省の
両省に相談しているが、両省が押し付け合つてい
て対応方針が定まらないと頭を抱えているとのこ
とです。国の所管は一体どうなっているのだろう
ということで疑問に思われるを得ません。

それで、この問題について責任が環境省にある
のか、文部科学省にあるのかを両省にお伺いしま
す。

○政府参考人(由田秀人君) 環境省設置法におき
まして、環境省は廃棄物の排出の抑制及び適正な
処理並びに清掃に関する事務をつかさどる
こととされています。

この廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する
法律、いわゆる廃棄物処理法に規定する廃棄物と
されておりまして、廃棄物処理法では廃棄物の定
義を、放射性物質及びこれによつて汚染されたも
のを除くことが規定されておるところであります。

今般、石原産業により酸化チタンの製造工程か
ら排出されるアイアンクレーの空間放射線量率が
製造業者の自主管理基準を超過したことが公表さ
れましたが、このアイアンクレーにつきまして
は、放射性物質及びこれによつて汚染されたもの
に該当いたしますため、廃棄物処理法上の廃棄物
には該当しないことになります。

したがいまして、環境省におきましては、こう
した放射性廃棄物の取扱いを担当できる立場には
ございませんが、アイアンクレーの埋立ての状況
や石原産業の廃棄物処理の状況などにつきまして
必要な情報提供を行うなど、関係府省と連携して
対応してまいりたいというふうに考えております。

○政府参考人(川原田信市君) ありがとうございます

文部科学省では、核原料物質、核燃料物質及び

原子炉の規制等に関する法律、いわゆる原子炉等
規制法であります、並びに放射性同位元素等によ
る放射線障害の防止に関する法律、いわゆる放射
線障害防止法でございます、において事業者が行
う核燃料物質等の取扱いを規制をしているところ
であります。

御指摘のアイアンクレーと申しますのは、チタ
ン鉱石を製錬する過程で出てくる廃棄物でありま
して、確かにウラン、トリウム等を微量に含んで
おるのでござりますけれども、原子炉等規制法に
おきまして規制を受ける下限値というのが設けら
れておりまして、それをはるかに下回るものであ
りまして、したがいまして原子炉等規制法の規制
対象ではございません。

ただ、我が方が持つております原子炉等規制法
の法律の規制対象とはならないのでござりますけ
れども、本件の重要性にかんがみまして、平成三
年に、チタン鉱石問題に関連する四省庁、つまり
当時の科学技術庁、厚生省、通商産業省、労働省
がチタン問題、鉱石問題に関する対応方針とい
う、いわゆる管理に関するガイドラインでござい
ますけれども、これを決めておりまして、事業者
にはこのガイドラインを遵守するというように求
めているというのが状況でございます。

○川田龍平君 質問時間もなくなつてしましました
ので、ちょっとほかの質問もありますのでこの質問
については終わらせていただきたいと思います
が、取りあえず、三重県の住民の方たちはこう
いった問題に真剣に悩まされていますので、是非
、関係省庁お互いに協力し合つて、この通達と
いうのも、一九九一年に四省庁通達ということ
で、これは以前の科学技術庁、それから厚生省、
さらには通商産業省の時代、さらに労働省もかか
わつておりますが、そういう時代のことでありま
すが、是非今の省庁間でしっかりと協議を行つ
て、こうした問題に是非対処して当たつていだ
きたいということを申し述べておきたいと思いま
す。

○政府参考人(川原田信市君) その次に、温対法についてのことにについて質問

させていただきますが、算定・報告・公表検討会
の制度についての電力の排出係数について伺いた
いと思っています。

温対法に基づく事業者別の排出係数の算出方法
等に係る検討会というのが、第一回目が昨年の一
月三十一日に、第二回目が三月十五日に開催され
ております。この検討会の目的と、第一回目は公
開で、第二回目は非公開で開催されたのですが、
なぜ二回目が非公開になつているのかを経済産業
省にお答えをお願いします。

○政府参考人(西山英彦君) 御指摘の第二回検討
会におきましては、個々の事業者の電気の取引先
など、法人などの正当な利益を害するおそれのある
情報を用いて審議を行いましたので、このこと
を理由といたしまして議事を非公開としたところ
でございます。公表可能な議事概要是すべて公表
しております。

○川田龍平君 この電気事業者の排出係数は今後
の温暖化対策の基本的な排出量算定に使うための
数値で、非公開というのはちょっと納得できるも
のではないところも実はあるんですが、議事録の
開示請求をするとするとき、具体的にどのような情
報が非開示になるのかを改めて環境省にお伺いし
たいと思います。

○政府参考人(南川秀樹君) 私ども、会議は原則
公開にいたしておりますけれども、このときは特
に個別の電気事業者から具体的な情報を公にしな
いということで提供いただいたものがございま
す。これは、公になりますと事業者の権利侵害を
害するおそれがあるということで、私どももそれ
を了解いたしまして非公開といたしました。

ただ、先ほど西山部長からもございましたけれ
ども、議事録は、議事概要是公表しております
し、私ども、それによって特段その後の行政運用
に不都合が生じたということでは考えておりませ
んし、そういうことがないようにしていきたいと
思っております。

資料に、事業者別の排出量の算出及び公表につ
いての中で、排出数値の使い方が記されています。
例えば、今年度、二〇〇八年度報告について言え
ば、各事業者は今年の四月から六月末までの間
に、ちょうど今のが期間に二〇〇七年度の係数で
はなく、一年前の二〇〇六年度の係数が使われる
ことになつていています。

そうしますと、二〇〇七年七月の柏崎刈羽原発
の停止の影響による排出係数の悪化が反映され
ず、この手法では正確な排出量が算定されない
ことになつてしまいますが、なぜこのような事態
が生じるのかをお伺いしたいと思います。

○政府参考人(西山英彦君) 電気事業者は、温対
法に基づきまして特定排出者ということと、毎年
六月末日までに自社の事業所からの二酸化炭素排
出量などを国に報告しております。

一方、各電気事業者自身の排出係数というふう
になりますと、自社の事業所からの二酸化炭素排
出量に加えまして、他社から購入したり、それか
ら他社等に卸売したものと差し引くというような
ことがございまして、電気の発電に伴つて排出量
を集計、差引き等して算出するといった追加的な
作業がござります。国は、この結果などを収集し
た上で確認し、そして排出係数を公表しているわ
けでございます。そうしますと、電気事業者によ
る追加的な作業と合わせますと、おおむね更に
三ヶ月程度の期間を要するということで、それで
大体九月末ごろに国の排出係数の公表があるとい
うことになります。

仮に、特定排出者による前年度の温室効果ガス
の排出量の算定にその同じ年度の実績に基づく電
気の事業者別排出係数を用いようとする場合に
は、特定排出者による算定、報告は、以上のように
な作業の更になりますのでスケジュールが遅
れるということになります。

そういうこともかんがみまして、前年度の係数を使うこととしている次第でございます。

○川田龍平君 努力をすればどうなるものなのか

ということで、是非、四月から六月までの間に前

年度の電力販売量を含め詳細に総量をつかむわけ

ですから排出係数を出すことも可能であると考え

られます、なぜ間に合わないのか。また、二〇

〇五年度の排出係数が公表されたのは昨年の三月

二十三日で、二〇〇六年度の排出係数の公表が昨

年の九月二十七日に公表されています。事業者は

毎年六月末までに排出量を事業所管大臣に報告す

ることとされていますが、努力すればできるので

はないかというふうに思います。電力会社に対し

電力の排出係数の公表を前倒しを要請すべきでは

ないかと考えますが、短くお答えをお願いしま

す。

○政府参考人(西山英彦君) やはり国としては、

先ほど申し上げましたような加除、差引きなどを

しつかりやりませんと、それで日本全国でつじつ

まが合っているということを確認しておりません

と、国民に対してはつきりとした責任を持った報

告ができません。

そういうことで、今の作業はたくさんの方を巻き込むものでもござりますし、今の形が現状では

ベストかなと思っております。これを前倒しする

ということは、そういう方々に対する作業の必要性があるということと、それからいろいろなデーテ入手のタイミングなどもございますので、なかなかこれは困難かと思つております。

○川田龍平君 もう一点、気に掛かることがあります

まして、第一回目の検討会で電気事業連合会が、

CDMの購入というのは非常に大きな金額で、これが係数に反映されることは経営的にも大きなインパクトを与える。是非係数に反映できるようお願いしたいとあります、この取扱いについてはどうなったのか、お答えいただきたいと思いま

す。

○政府参考人(西山英彦君) 先生御指摘のよう

に、電気事業者から第一回の温対法の検討会にお

きまして、京都メカニズムの活用を係数に反映できることをお願いしたいという要望がございました。

た。

電気事業者は、この環境行動計画に基づきまし

て、原子力発電の推進とか火力発電の熱効率の向

上などと併せて、京都メカニズムの活用など

によりまして、二〇〇八年度から二〇一二年度ま

でのCO₂排出原単位を平均で二〇%程度低減す

るということを目指しているわけでございます。

こうした電気事業者の取組の一部を成す京都メカ

ニズムのクレジットでございますので、CO₂排

出原単位に反映させることができないと私ども考

えております。

このため、本年三月に閣議決定されました京都

議定書の目達計画におきましても、排出原単位を

低減する対策として電気事業者が取得した京都メ

カニズムクレジットを電気事業者ごとの二酸化炭

素排出係数に反映させる方策を講じるという記載

もございます。これを踏まえまして、二〇〇九年

度に公表することとなる二〇〇八年度実績に基づ

く電気の事業者別排出係数から京都メカニズムク

レジットが反映される予定でございます。

○川田龍平君 大臣に最後にお伺いしたいと思

います。

この私は対応が間違つているのではないかと、

正しかかどうかということで、二つの意味でおか

しいと思つています。一つは、自らの努力で達成

できない、あるいは今回、東京電力の柏崎刈羽原

発の事故で、そのことで二千八百万トンのCO₂

が排出されて、そうした不足をCDMでカバーし

ようとしています。CO₂を余分に排出した、當然、排出係数は高くなります。不足分を途上国からCDMで調達する、その分を係数に反映させてあげる。これは排出という現実を覆い隠して、削

減のインセンティブを失わないかという懸念があ

ります。もう一つは、このCDMを排出係数に反

映させて排出係数を下げた場合、電力会社だけではなく、その係数を活用する全国の事業所全体の

排出量の実態を覆い隠します。

請願者 福岡県みやま市瀬高町上庄五七八

第二十六二二二号 平成二十年五月十六日受理

すべてのアスベスト被害者を救済するため、石綿による健康被害の救済に関する法律の改正に関する請願

大臣、このCDMを排出係数に導入することの一つの問題、大変大きな問題であると思つていただけませんかどうか。特に、この公表制度の信頼にかかる問題は見過ごすことができないと思ってますが、再検討ができないのかどうか。こうした数字のトリックでもって、将来にわたつてやつぱり本当に実質的にCO₂を減らしていくといふことについてのインセンティブを是非国内で与えていただきたいと思うんですが、いかが考えますか。大臣、お願いします。

○國務大臣(鴨下一郎君) この算定・報告・公表制度において、電気事業者が排出係数に京都メカニズムクレジットを反映すると、こういうようなことについては我々も想定しているところなんですが、今委員が御指摘になりましたように、実態に即した排出係数や排出量の公表が重要だと、こういうふうに考えております。

ですから、原則として、京都メカニズムクレジットを反映した排出係数や排出量と、それから反映前のいわゆる実排出係数や実排出量も併せて公表するべきだと、こういうふうに考えております。

○川田龍平君 大変ありがとうございます。

○委員長(松山政司君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後二時四十五分散会

紹介議員 岡崎トミ子君

請願者 福岡県大牟田市中白川町二ノ一五

八ノ二 松下しのぶ 外二千七百十五名

この請願の趣旨は、第二三五六六号と同じである。

紹介議員 岡崎トミ子君

請願者 福岡県大牟田市中白川町二ノ一五

紹介議員 大門実紀史君
ノ六 板橋敏夫 外二千四百三十

五名

この請願の趣旨は、第二三五六六号と同じである。

紹介議員 岡崎トミ子君

請願者 福岡県大牟田市中白川町二ノ一五

八ノ二 松下しのぶ 外二千七百十五名

この請願の趣旨は、第二三五六六号と同じである。

紹介議員 岡崎トミ子君

請願者 福岡県みやま市瀬高町上庄五七八

第二十六二二二号 平成二十年五月十六日受理

すべてのアスベスト被害者を救済するため、石綿による健康被害の救済に関する法律の改正に関する請願